

青森県報

号外第八十七号

令和二年
九月七日
(月曜日)

目次

監査委員

○住民監査請求に係る監査結果……………(事務局)…一

監査委員

青森県監査委員告示第六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十二条第五項の規定により、住民監査請求に基づく監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和二年九月七日

青森県監査委員 須藤光昭
同 川嶋由紀子

住民監査請求に係る監査結果

第1 請求のあった日

令和2年6月26日

第2 請求人

柄沢博之
高松利昌

第3 請求の内容

令和2年6月26日付けで請求人から提出のあった青森県知事措置請求書(以下「措置請求書」という。)による監査請求(以下「本件監査請求」という。)の原文に即して記載(項目番号は変更、誤記は修正、別表は文末に添付、事実証明は省略)する。

1 請求の趣旨

2018(平成30)年度に青森県が青森県議会議員に対し交付した議員一人当たり年額372万円の青森県政務活動費のうち、当時自由民主党及び国民民主党会派所属の青森県議会議員による支出について、地方自治法第100条第14項、青森県政務活動費の交付に関する条例並びに青森県政務活動費の交付に関する規程に定める使途基準を逸脱する支出があるので、青森県知事に対し、本件使途基準に合致しない支出について各議員らに返還を求める等の措置を講ずるよう催告することを求める。

2 請求の原因

(1) 政務活動費の趣旨

地方自治法(以下「法」という。)による規定
政務活動費は、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。」もので、「この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」(法第100条第14項)とされている。また、この「政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出すること」が義務付けられ(同条第15項)、同条第16項においては議長に対し「第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努める」ことを義務付けている。

イ 青森県政務活動費の交付に関する条例、使途基準

前記法の規定に基づき定められた掲記条例(以下、「条例」という。)は「青森県議会の議員(以下「議員」という。)の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議員に対し政務活動費を交付する」とし(第1条)、その使途について政務活動費の交付を受けた議員は「議員が実施する調査研究、

研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に充てることができるもの」とし（第7条第1項）、同条第2項において「政務活動に要する経費は、別表のとおり」と、その用途を限定するとともに、「毎年度、当該年度の終了の日の翌日から起算して30日以内（年度途中で議員でなくなった場合にあつては、当該議員でなくなった日の翌日から起算して30日以内）に、次に掲げる事項を記載した政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を議長に提出」しなければならず（第8条）、前記「次に掲げる事項」について、議員の氏名、政務活動費に係る収入額、政務活動費に係る支出額及びその主な内容、政務活動費に係る収入額と支出額との差引額その他、その他必要な事項を挙げている。

また、収支報告書には「当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書の写し等（領収書の写しその他の議長が定める証拠書類をいう。以下同じ。）」を添えなければならず（同条第2項）、議員にはそれら支出について「会計帳簿を調整し、その内訳を明らかにするとともに、証拠書類を整理保管し、これらの書類を収支報告書及び領収書の写し等（以下「収支報告書等」という。）を提出すべき期間の末日の翌日から起算して」5年間保存することが義務付けられている（第9条）。また、知事に対し、「議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該議員がその年度において行った政務活動費による支出（第七条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合には、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずる」ことを義務付けている（第10条）。そして、議長には「収支報告書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期するとともに、用途の透明性の確保に努める」とを義務づけている（第12条）。

なお、青森県政務活動費の交付に関する条例第7条が定める用途基準は下表のとおりである。

経 費	内 容
調査研究費	議員が行う県の事務、地方行政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費
研修費	一 議員が行う研修会、講演会等の実施に要する経費 二 団体等が開催する研修会、講演会等への議員及びその雇用する職員の参加に要する経費
広聴広報費	議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要請陳情等活動費	議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費

会議費	一 議員が行う各種会議、住民相談会等の実施に要する経費 二 団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務所費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事務費	議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人件費	議員が行う活動を補助する職員の雇用に要する経費

(2) その他の規程等

ア 政務活動費事務マニュアル《第3次改訂》における按分計上の考え方について
政務活動費事務マニュアル《第3次改訂》（以下、「マニュアル」という。）は平成27年5月13日開催の各会派代表者会議において青森県議会会議規則（昭和31年11月青森県議会告示第2号）第122条第4項の規定に基づき設置された議会改革検討委員会が当該委員会に新たに設置した作業部会である政務活動費透明性向上作業部会において、それまでの政務活動費事務マニュアル《第2次改訂》を基に検討され、まとめあげられ、議会として確認されたものである。

このマニュアルにおいては政務活動費制度の考え方、政務活動費制度に対する基本的な考え方などが述べられた上で、例えば、事務所費関係については「政務活動の拠点となる議員の事務所は、政務活動以外の活動にも使用されることが想定され、また、使用実態についても自宅に設置している場合や後援会事務所を兼ねている場合があること等から、政務活動費の充実に当たっては、次の取扱いとします。」として「①事務所の賃借料及び光熱水費等については、使用の実態に合わせ、政務活動が全体の活動（政務活動のほか、後援会活動、政党活動等）に占める割合により按分する」こと、「②使用実態に合わせた按分を行うことが著しく困難な場合には、事務所の利用の形態により、活動の目的ごとに均等に按分することができる」とする。この場合の按分の方法は、別表の「按分方法（事務所費・事務所費・人件費）」によることとする。」ことが示されている（マニュアル7頁以下）。そして、前記別表（マニュアル9頁）には、「実態等による按分を行うことが著しく困難な場合の政務活動費充当の割合」が例示されている。

イ 青森県議会基本条例

「議会の基本理念並びに議員の責務及び役割等を明らかにするとともに、議会運営の原則等議会に関する基本的事項を定めることにより、県民の負託的確にこたえ、もって県民の福祉の向上及び県勢の発展に寄与することを目的」として定められた青森県議会基本条例の前文は、「本県議会においても、議会の効率的・効果的運営に係る議会改革に取り組んできたが、これまで以上にその

役割を果たし、真の地方自治の確立を目指すためには、県民の意思を的確に把握し、県政に適切に反映させるとともに、県民に開かれ、信頼される議会の構築に一層努めなければならない。」ことを高らかに謳い、第3条第3号においては「県民に開かれた議会運営を行うとともに、議会活動に関する県民への説明責任を果たすこと。」を基本方針の一つに挙げ、議員に対しては「県民の負託により、県政に携わる権能と責務を有すること、自らに重大な使命と高い倫理の保持が課せられていることを深く認識し、県民全体の奉仕者及び県民の代表者としての自覚を持ち、公正、誠実及び清廉を基本として、常に品位を保持し、及び識見を養うよう努めなければならない。」ことを求め(第6条)、「議会は、議会運営における公正性及び透明性を確保するために必要な情報を公表するとともに、議会活動を広く県民に公開し、県民に対する説明責任を果たす」ことを義務づけている(同第12条)。

ウ 青森県文書取扱規程

青森県文書取扱規程は「青森県情報公開条例(平成11年12月青森県条例第55号。以下「情報公開条例」という。)の適正かつ円滑な運用に資するとともに、行政が適正かつ効率的に運営されるようにするため、文書の取扱い、行政文書の適正な管理及び歴史公文書の適切な保存、利用等に関し必要な事項を定める」ことを目的とし(第1条)、第73条においては「職員は、この規程並びに総括文書管理者及び文書管理者の指示に従い、行政文書の適正な管理及び歴史公文書の適切な保存等を行わなければならない。」と、職員の責務を明らかにし、「職員は、県として行われる経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に断付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成」することを義務づけている(第74条)。

したがって、議員から議員の職務として県の各部署に問合せがあったり、各部署との打合せが行われた場合には、どのような事案についてどのように応対したのか、その経過を記録として残し、所管する部署において組織的にそれら情報を共有するため、一般的には行政上の記録を応接記録として作成しその後の執務参考資料として保存しておくことは、その後の行政運営にとって必要不可欠なことである。仮にそのような記録が作成されていない、若しくは記録が残されていないという場合には極めて軽微な内容の問合せ等だったと思量される。故に、仮に議員が議員として問合せや調査、打ち合わせをしたと主張した場合でもそれらにかかわる文書が県の各機関等において作成・保存されていない場合にはそのような議員の活動は法や条例が予定した政務活動とは評価できないというべきである。

(3) 判例

ア 仙台高等裁判所平成19年(行コ)第15号 政務調査費返還代位請求控訴事件判決

掲記判決は以下のとおり判示した。

「政務調査費が議員の調査研究活動を活発にして議会の審議能力を強化する

ものであることからすると、これをどのように活用するかは本来議員の自立的判断にゆだねられるべきものであるが、半面、政務調査費は、その使途が限定され、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充てることが禁止されており、交付を受けた議員に会計帳簿の調整や領収書等の整理保管が義務付けられていることなどからすると、政務調査費が地方自治法や本件条例、本件規則の趣旨に従って適正に使用されなければならないことは明らかである。

そして、議員が整理保管を義務付けられている領収書等の資料に照らし、社会通念上市政に関する調査研究に資する適正な支出と認めることができない支出は、使途基準に合致しない違法な支出というべきである。また、議員が政務調査活動に必要な費用として支出したにつき、それを裏付ける資料がない場合には、基本的にこれを正当な政務調査費の支出とはできないし、当該支出に係る領収書等が提出されたとしても、その領収書の作成者の住所を欠いていて第三者による事後の検証が困難な場合や領収書の記載からは政務調査との関連が明らかでないにもかかわらず、それを補足する説明がされていないような場合には、当該議員は、当該支出が使途基準に合致しない違法な支出とされることを甘受せざるを得ないというべきである。」

イ 仙台高等裁判所 平成22年(行コ)第8号 政務調査費返還代位請求控訴事件判決

掲記判決は以下のとおり判示した。

「一般に、不当利得返還請求訴訟においては、返還を請求する者において、当該利得につき、「法律上の原因を欠くこと」を主張立証すべきであると解されるが、その場合には、当該事案において通常考えられる程度に利得の保持を正当化する原因が存在しないことを主張立証することにより法律上の原因の不存在が推認され、相手方においてこれに反証する必要があるというべきである。これを政務調査費の支出の使途基準不適合を理由とする不当利得返還請求訴訟の場合についてみると、使途基準に合致する政務調査費の支出がなされなかったことを推認させる一般的、外形的な事実(以下単に「外形的事実」ということもある。)の存在が主張立証された場合において、これに対する適切な反証が行われたいときは、当該政務調査費の支出は使途基準に合致しない違法な支出であると推認されるというべきである。元より調査活動費交付の趣旨等に照らして、調査活動の対象、目的については各議員の自主的、自律的判断が尊重されるべきではあるが、その裁量には必ずから一定の限界があり、外形的事実から調査研究の実質やその必要性、合理性に疑問が窺われる場合には、これらについて具体的な反証がない限り使途基準に合致した支出と言えないというべきである。」

ウ 仙台高等裁判所 平成18年(行コ)第20号 政務調査費履行請求控訴事件(最高裁で確定)

掲記判決は以下の通り判示した。

「ある支出が政務調査活動のためでもあり、他の目的、例えば議員の後援

会活動のためであるという場合にどのように対処すべきかについては、控訴人が主張するとおり、本件条例や本件規則には何らの規定も設けられていない。しかしながら、その全額を政務調査費とするのは相当ではないことは明らかであるから、条理上、按分した額をもって政務調査費とすべきであり、特段の資料がない限り、例えば政務調査活動とそれ以外の二つの目的のために支出した場合には2分の1とするなど、社会通念に従った相当割合をもって政務調査費を確定すべきである。」

エ 平成 22 年（行ヒ）第 42 号 最高裁判所第 2 小法廷判決（民集第 243 号 11 頁）
 掲記判決は、「法 100 条 13 項は、政務調査費の交付につき、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができるものと定めており、その趣旨は、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化したものであると解される。そうすると、本件使途基準が調査研究費の内容として定める「会派又は議員が行う目黒区の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査…委託に要する経費」とは、議員の議会活動の基礎となる調査研究及び調査の委託に要する経費（下線は請求人による。以下、同。）をいうものであり、議員としての議会活動を離れた活動に関する経費ないし当該行為の客観的な目的や性質に照らして議員の議会活動の基礎となる調査研究活動との間に合理的関連性が認められない行為に関する経費は、これに該当しないものというべきである。」と、「調査研究費」という法律概念について重要な定義をした。

オ 大阪高等裁判所 平成 29 年（行コ）第 31 号、同第 172 号奈良県議会会派並びに同議会議員に係る不当利得返還請求控訴、同附帯控訴事件判決（平成 30 年 10 月 23 日最高裁第三小法廷決定で確定）
 掲記判決は、以下のとおり判示し、政務調査費から政務活動費に制度変更された以降も「調査研究費」という法律概念について前掲最高裁第 2 小法廷判決同様の判断枠組みで取扱いをしている。

「地方自治法 100 条 14 項ないし 16 項の定める政務活動費の制度は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行により、地方公共団体の自己決定権や自己責任が拡大し、その議会の担う役割がますます重要なものになってきていることにかんがみ、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究その他の活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究その他の活動の費用等の助成を制度化し、併せてその使途の透明性を確保しようとしたものである（最高裁平成 17 年（行フ）第 2 号同年 11 月 10 日第一小法廷決定・民集第 59 卷 9 号 2503 頁参照）。

そうすると、上記規定を受けて制定された本件条例の使途基準は上記の趣旨を踏まえて解釈されるべきであり、例えば、広聴広報費についての「会派又は議員が行う果敢に関する政策等の広聴広報活動に要する経費」や事務所費についての「会派又は議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要す

る経費」とは、会派又は議員の議会活動の基礎となる広聴広報活動に要する経費、あるいは、会派又は議員の議会活動の基礎として必要な事務所の設置等の経費をいうものであり、議員としての議会活動を離れた活動に関する経費ないし当該行為の客観的な目的や性質に照らして議員の議会活動の基礎となる調査研究活動等の活動との間に合理的関連性が認められない行為に関する経費はこれに該当しないものというべきである。（最高裁平成 22 年（行ヒ）第 42 号同 25 年 1 月 25 日第二小法廷判決・裁判集民事 243 号 11 頁参照。）」

(4) 議員らによる個別支出の検討
 各議員等による個別支出のうち、上記法や条例等ならびに判例に照らし、本件使途基準に合致しないと疑われる支出について検討し、別表 1～2 にまとめた。これら別表にまとめた事実等は、平成 30 年度分の政務活動費が、使途基準に反しで支出されていたこと、またはその恐れを示すものである。
 よって、監査委員におかれては厳正な監査を行い、本件使途基準を逸脱した政務活動費相当額について、青森県知事に対して別表記載の各議員から青森県に返還を求めると請求の趣旨記載の必要な措置をとるよう勧告することを求める。
 以上、地方自治法第 242 条第 1 項に基づき請求する。

第 4 監査委員の除斥
 本件監査請求は、青森県議会議員（以下「議員」という。）に交付された政務活動費に関するものであるため、議員である寺田達也委員及び花田栄介委員については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 199 条の 2 の規定に基づき除外した。

第 5 請求の受理
 本件監査請求については、法第 242 条第 1 項及び第 2 項に規定する要件を備えているものと認め、令和 2 年 6 月 29 日にこれを受理した。

第 6 監査の実施
 1 監査の対象事項
 監査の対象事項は、平成 30 年度に青森県議会の議員のうち自民民主党会派所属の議員 31 名及び国民民主党会派所属の議員 2 名に交付された政務活動費で、請求人が措置請求書において摘示した調査研究費、広聴広報費、事務所費、事務費及び人件費の一部として計上されている 16,062,407 円の公金の支出とした。

2 監査対象機関等
 監査の対象機関は、政務活動費の交付に関する事務を担当している青森県議会事務局（以下「議会事務局」という。）とした。
 また、法第 199 条第 8 項の規定により、措置請求書で摘示された支出に係る 33 名の議員、青森県議会議長（以下「議長」という。）、青森県議会の自由民主党会派（以下「自民党会派」という。）、自由民主党青森県支部連合会（以下「自民党県連」とい

う。)、青森県関係部局長等を関係人として調査を実施した。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

(1) 証拠の提出及び陳述

請求人に対し、令和2年6月30日付け青監査第42号により、法第242条第6項の規定による証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、同年7月7日付けで、証拠の追加提出とともに、次のとおり措置請求書を補足する意見陳述書が提出された。

(2) 陳述の内容

請求人から提出された意見陳述書の原文に即して記載（項目番号は変更、誤記は修正、事実証明は省略）する。

ア はじめに

提出した県知事措置請求書別表に記載した各支出について、それら支出が地方自治法や青森県政務活動費交付に関する条例等の主旨に合致した支出であるか否かが本件の争点です。そして、それら各支出が既に示した判例の判断枠組みに照らして、換言すれば、調査研究費が支出が議員の議会活動の基礎となる調査研究及び調査の委託に要する経費であるといえるか、また、「外形的事実から調査研究の実質やその必要性、合理性に疑問が窺われる場合には、これらについて具体的な反証がない限り使途基準に合致しないというべきである。」(仙台高裁平成22年(行コ)第8号政務調査費返還代位請求事件判決)というのですから、監査においては、単に議員らから聴き取りをした結果に基づいてというにとどまらず、「具体的な反証」が得られたか否かによって判断されることを切に望むものです。

以下、各支出について概括的に陳述致します。

イ 会派への政務活動の委託について

まずは自由民主党会派所属の全議員が調査研究費から毎月決められた額を事務委託料として会派に支出している支出についてです。

マニュアルでは43ページに「6 会派への政務活動の委託等」という項を立てて「政務活動の交付対象は議員ですが、政務活動を効率的におこなうためには、必要に応じて所属会派に政務活動を依頼する方法や複数の議員が共同で政務活動を行う方法をとることが有効です。」などと解説しています。しかし、元々「政務調査費を会派に納めること」について平成12年11月16日付けでまとめられた「政務調査費の交付に関する条例案に係る想定問答」(事実証明A-2)の3ページ、「問10」の答は、「交付対象を議員とした場合は、議員個人が行う調査研究活動に用いられるべきものであり、会派の一般的な運営費(人件費等)を所属議員が年会費として一律に分担することは、法の趣旨にそぐわないものと考えられるが、例えば、会派に所属する各議員が共同して調査研究を行う場合や会派に調査等を委託する場合など、特定の目的のために議員が会派に「政務調査費」を拠出することは可能であると考えられる。」としているのです。議員が交付を受けた「政務調査費」を会派に納める場合には、「年会費として一律

に分担することは、法の趣旨」にそぐわず、会派に対し「政務調査費」を拠出することが可能となるのは「会派に所属する各議員が共同して調査研究を行う場合や会派に調査等を委託する場合など、特定の目的」が明確になっている場合としてしています。したがって、各議員と会派の間には委託する特定の目的が明確になっていなければならず、したがって、それを明らかにするためには、マニュアルにも明示しているとおり事務委託契約が実際に存在することが必要です。契約書は債権債務の存在と支出する金員の額の根拠を唯一客観的に裏付けることができるもので、典型的な処分証書であり、社会通念上、当該契約の成立及び内容を立証するための最も重要な証拠方法です。

ところが、その契約書は議長に提出されるものではないとして開示請求に対して不開示とされました(事実証明A-6)。また、議会事務局においてもノーチェックです。契約書そのものが存在しているのかさえも検証されていないのです(事実証明A-7)。

ところで、自由民主党会派所属議員らの政務活動費支出のうち、調査研究費に計上している内容を見ると、会派への事務委託料としての27万4701円だけが計上していない議員が10名存在します。

政務活動費からの支出が認められる「調査研究費」とは県知事措置請求書において述べたとおり、「議員の議会活動の基礎となる調査研究活動」に要する経費をいいます。ある人が調査活動をしたか否かを判断する場合の指標は、一般的に「調査目的」、「調査事項」、「調査方法」及び「調査結果」という4つの指標です。当然に「調査結果」が伴わない調査活動はあり得ません。また、議員による行為の客観的な目的や性質に照らして議員の議会活動の基礎となる調査研究活動との間に合理的関連性が認められない行為に関する経費は、これに該当しないといえます。

「議員の議会活動」とは、具体的・実質的活動を意味しています。選挙でただ選ばれただけでは、議会活動をしていることにはなりません。また、議会の議決に加わっていても、所属会派の指示どおりの意思表示をするだけでは、例えば「調査研究費」との関係においては、実質的な議会活動をしているとはいえません。なぜなら、所属会派の指示どおりの意思表示をするだけでは、そこに「調査」という活動をする動機は生じないからです。とりわけ前述の10名の議員については、会派に支出した委託料について前述の4つの指標に照らして厳正なる監査が必要です。

繰り返しになりますが、県知事措置請求書記載の平成22年(行ヒ)第42号最高裁第2小法廷判決が示したとおり、使途基準中の経費項目である調査研究費について、「議員の議会活動の基礎となる調査研究及び調査の委託に要する経費をいうものであり、議員としての議会活動を離れた活動に関する経費ないし当該行為の客観的な目的や性質に照らして議員の議会活動の基礎となる調査研究活動との間に合理的関連性が認められない行為に関する経費は、これに該当しないもの」です。

ウ 会派が事務委託料としてとりまとめた一部を会派が政党である自由民主党青森

県支部連合会へ人件費としての委託料として支出していることについて
自由民主党会派は 2018 年度の場合、委託料として政党である自由民主党青森県支部連合会に人件費として 1041 万 6 千円もの原資が税金である政務活動費を支出したことについても同様です。

成田議員をはじめ、多くの議員等はそれぞれ独自に「補助事務員」、「政務活動補助職員」、「事務職員」との名目で職員を雇用しています。従って、その上さらに人件費としての委託が必要なのかが疑問です。また、マニュアルでは「政党活動への支出はしない」として、「県連（政党等）活動に関する経費」の外、「政党組織の事務所の設置維持経費（人件費を含む）」、「政党の役員経費（専従役員に対する給与、各種手当等）等政党の経費」等が例示されているのですからなおさら詳細な説明が必要です。政務活動費の主旨に則った委託の目的、委託の形態、委託による成果物等を明らかにする委託契約書が示され、検証されなければ、それら支出は本件用途基準に合致した支出であるとはいえません。厳正な監査をお願い致します。

エ 調査研究費としてのガソリン代支出について

本来であれば実費弁償という考え方が基本にありますが、青森県議会の場合、「積算するのが困難」（第 9 回政務調査費関係作業部会 平成 19 年 12 月 10 日）との理由で「公務の場合の旅費計算における車賃の例により、走行距離 1 km 当たり 25 円で計算する」という簡便な計算方式が採用されました。政務活動費においてもこの考え方が引き継がれています。これにより、政務活動という名目さえ付ければ、例えば県内の道の駅に家族連れで個人的な買い物を行ったとしても走行距離数に 25 円を乗じた政務活動費を当該議員自らが他の誰からも何のチェックも受けずに自らに対して支出することができます。

今回対象としたガソリン代等交通費にかかる支出は、収支報告書添付の支出証明書、政務活動実績報告書に調査研究の目的で議員が県庁の関係課等から聞き取りを行った或いは打合せをした、県内外の施設を訪問した等として、ガソリン代等を支出したものです。これらは議員が赴いたなどとする関係課等にその事実を裏付けるものが存在するか情報の開示請求をおこなった結果から抽出したものです。「打合せ等をしていない」「打合せを行ったものの、当該打合せに係る行政文書は作成していない」というもの、県外の施設については訪問の記録がない等というのです。また、電話での問合せをしたにもかかわらずガソリン代の支出をしている例もありました。そして、例えば、事実証明 B11-7-2 でお示した「自民党・三橋一三議員聴き取り概要」と題する書面には「県民スポーツ・レクリエーション祭 3 B 体操」に関わって議員からの 3 B 体操という種目について「どういいう競技なのか」との間がありそれに答えた内容が記載されています。および、「打合せを行ったものの、当該打合せに係る行政文書は作成していない」という、応接記録が残っていない例については、青森県文書取扱規程第 74 条にある「軽微なもの」に該当するものと解され、そこに調査研究の実質の存在さえ検証できず本件用途基準に適合した支出であるとはいえない

というべきです。なお、「打合せを行ったものの、当該打合せにかかる行政文書は作成していない」など、開示請求に対して打合せ等行ったとした実施機関に、その打合せ等を行ったことが確認できる文書の開示請求をおこないましたが、文書が存在しないなどの理由で全て不開示とされました（事実証明 B1-11、B4-7、B5-7、B23-13、B28-7、B29-3、B20-10）。

オ 事務費並びに事務所費について

森内議員ら 3 人の議員の事務所賃貸借契約書の開示請求をしたところ、「事務所賃貸借契約書は、議長に提出するものではないことから、保有していません。」との理由で不開示決定処分されました（事実証明 A10）。したがって、実際にはどのような賃貸借契約で事務所を賃貸しているのか、公の手段では私たちに把握できません。また、事務所費同様に、契約書さえもノーチェックでした（事実証明 A11）。

ところで、マニュアル 6 ページ(3) 事務所費関係には事務所について、「調査研究活動の拠点となる事務所」と規定しています。換言すると、事務所は「調査研究活動の拠点」です。

そこで、現議長である森内議員を例にみますと、事務所状況報告書には所在地等について、所在地は青森市栄町 1 丁目 3 番 24 号、電話番号は 017-743-5700、延べ床面積 61 ㎡と、事務所の設置形態は株式会社森内畜産という議員の関連会社からの賃借であり、その事務所は後援会事務所を兼ねていることから事務所賃借料、月 10 万円のうち、後援会と按分し 2 分の 1 に相当する 5 万円を政務活動費から支出することになっていますが、当該事務所の電気代など光熱水費の負担については記載がありません。そうすると、森内議員による事務所賃貸借契約は、家賃には電話代の外、光熱水費も含んでいるのだろうか、という単純な疑問が生じます。公益社団法人青森県宅地建物取引業協会青森支部のホームページからダウンロードした事実証明 B7-4 には森内議員の事務所が設置されている所在地には同支部所属で不動産業を営む株式会社森内畜産の所在地と電話番号、代表者名が記載されています。この所在地と電話番号は森内議員の事務所状況報告書に記載された所在地、電話番号と同じです。

「調査研究活動の拠点となる事務所」であるはずの森内議員の事務所は全く活用されていないのではないかと、或いは、外形上は事務所を設置していることにしていますが、森内議員が役員に就いている株式会社森内畜産に政務活動費から資金を運流しているのではないかとさえ疑われます。また、事実証明 B7-6 でお示した森内のぼる政経研究会所在地、事務担当者名、電話番号も議員の事務所所在地と同一です。この事務所が併設されていることは事務所状況報告書に記載がありません。

また、森内議員の事務所状況報告書に記載された自由民主党青森県青森市第六支部の所在地は森内県議の自宅の所在地と同じです（事実証明 B7-7）。費目ごとの按分率一覧によれば、事務費の項で、フлакシミリの電話番号が記載され、自宅に設置したものであるにもかかわらず「政務活動専用」としていて、このフлакシミリの電話番号金額に政務活動費が充当されています（事実証明

B7-5)。実際、フアクシミリが自宅に複数台設置されているのであれば本件フアクシミリは政務活動専用と解されなくもありませんが、政党支部収支報告書の支出総額は「0」円となっています。一般的には個人的な使用もないとは言いつれないはずですが。そうすると本件フアクシミリは政務活動のみならず、政党活動や個人的な使用にも供されていたものと推量され、その使用形態に応じて按分して計上しなければならないはずですが。

ところで、事実証明B7-2でお示した森内のぼる後援会収支報告書ならびに事実証明B7-3でお示した自由民主党青森県青森市第六支部の収支報告書そして、事実証明B7-6でお示した森内のぼる政経研究会に記載された事務担当者の氏名、電話番号は前述の株式会社森内畜産の代表者名と電話番号です。これらの状況から、事務作業は政務活動費を充当している森内議員事務所が設置されているという株式会社森内畜産でおこなわれているのではないかと疑われます。これらのことから、使用実態、使用形態を考慮して、事務所費については全額が、或いは、少なくとも10万円の4分の1を越える支出は本件使途基準に適合していないというべきです。人件費支出についても同様です。

また、北紀一前議員、田中議員事務所についても、政党支部や後援会の収支報告書記載内容や写真画像等と突き合わせることで、按分計上している金額に疑問をもたざるを得ません。

田中議員の事務所使用実態を窺わせる写真を今回新たに提出します。

この画像は国道45号線のGoogleマップによるものです。田中議員の事務所看板が大きく掲示されていますが、外壁には田中議員所属政党の国会議員のポスターが3枚貼られ、画像左側に掲出されている幟には同党のスローガンである「家計第一」の文字が確認されます。そして、事務所入り口のドア内側はカーテン状のもので見ることが出来ませんが、駐車場には同党の看板を掲載した宣伝カーが停まっているだけで、この状況から事務所内は閉まっているものと推測されます。

事務所費については、これら事務所の使用実態、使用形態に応じて按分して計上すべきです。

カ まとめ
以上のとおり、今回指摘した支出は、議員が「聞き取りをした」、「打合せをした」、「訪問した」と主張していることについてその相手先には確認できる文書が存在しない、或いはその事実はないというもの、業務委託契約書や事務所賃貸借契約書が確認できないことなど極めて単純な疑問によるものです。冒頭にも申し上げましたが、議員らに對し、計上した支出が法や条例の主旨に則って適法なものであることの裏付けを、単に聞き取りを行うだけではなく、具体的に客観的な事実に基づいて検証し、監査していただきたいと願っています。

ところで、本件請求を行うためにした開示請求で思わぬ副産物が出ました。議員の議会における質問について、その質問項目（カク）や質問時の原稿（読みもの）について、議員が作成したのではなく、議員が関係各課に依頼して作成していたという例です。これでは二元代表制の意味がありません。行政をチ

ェックすべき議員が行政側職員に質問項目を作らせ、さらに議会質問の原稿作成を依頼し、そのまま読み上げているのです。

住民監査請求では財務会計行為、本件の場合は政務活動費が適正に支出されているかどうかの議論をするわけですが、2018年度の場合でも、1億3005万円もの政務活動費が執行されているのです。原資はとりもなおさず税金です。

政務調査費、政務活動費の制度の成り立ちと判例に則って俯瞰し、政務活動費の活用によって、政策立案や議員活動の説明が充実したのか、議会の審議能力が向上したのかについても私たち県民の目線で検証していくことが重要だと考えています。

第7 監査の結果

監査の対象機関の監査及び関係人の調査により実施し、次のとおり確認した。

1 監査により認められた事項

(1) 政務活動費の交付の系統等について

ア 法律

法第100条第14項において、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」と規定している。

また、同条第15項において、「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定している。

さらに、同条第16項において、「議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。」と規定している。

イ 条例

本県では、法第100条第14項から第16項までの規定に基づき、青森県政務活動費の交付に関する条例（平成13年3月青森県条例第45号。以下「条例」という。）を制定している。

条例の主な内容は、次のとおりである。

- (ア) 政務活動費は、各月の初日に議員である者に対して交付する。（第2条第1項）
- (イ) 知事は、前条の規定による通知があったときは、速やかに、当該通知に係る議員について、政務活動費の交付の決定を行い、当該議員に通知するものとする。（第5条）
- (ウ) 知事は、毎月10日までに、当該月分の政務活動費を交付するものとする。（第6条）

- (エ) 政務活動費は、議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映

させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に充てることができるものとする。（第7条第1項）

(ウ) 政務活動に要する経費は、別表のとおりとする。（第7条第2項）

(イ) 議員は、毎年度、当該年度の終了の日の翌日から起算して30日以内（年度の中途に議員でなくなった場合にあつては、当該議員でなくなった日の翌日から起算して30日以内）に、次に掲げる事項を記載した政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を議長に提出しなければならない。

- a 議員の氏名
- b 政務活動費に係る収入額
- c 政務活動費に係る支出額及びその主な内容
- d 政務活動費に係る収入額と支出額との差引額
- e その他必要な事項

（第8条第1項）

(ウ) 前項の収支報告書には、当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書の写し等（領収書の写しその他の議長が定める証拠書類をいう。以下同じ。）を添えなければならない。（第8条第2項）

(イ) 議員は、政務活動費による支出について、会計帳簿を調製し、その内訳を明らかにするとともに、証拠書類を整理保管し、これらの書類を収支報告書及び領収書の写し等（以下「収支報告書等」という。）を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。（第9条）

(ウ) 知事は、議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該議員がその年度において行った政務活動費による支出（第7条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に從つて行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合には、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずるものとする。（第10条）

(イ) 議長は、収支報告書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期するとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。（第12条）

(ウ) 別表（第7条関係）

政務活動に要する経費

（表は、請求人が措置請求書で引用したものと同一であるため省略）

ウ 告示

条例の規定に基づき、青森県政務活動費の交付に関する規程（平成13年3月青森県議会告示第1号。以下「規程」という。）が定められている。
規程の主な内容は、次のとおりである。

- (イ) 条例第8条第2項の議長が定める証拠書類は、次の各号に掲げる書類とする。
 - a 領収書の写しその他の支出を証すべき書面であつて当該支出の相手方か

ら徴したものの写し（社会慣習その他の事情によりこれを徴し難いとき及び議長が定めるときは、支出証明書（第2号様式）又は金融機関が作成した当該政務活動費による支出に係る振込みの明細書の写し）

- b 政務活動実績報告書（第3号様式）
- c 事務所状況報告書（第4号様式）
- d 費目ごとの按分率一覧（第5号様式）

（第2条第2項）

(イ) 議長は、条例第8条の規定により提出された収支報告書及び領収書との写し等（以下「収支報告書等」という。）の写しを知事に送付するものとする。（第2条第6項）

エ 政務活動費事務マニュアル

青森県議会（以下「議会」という。）が平成28年4月に改訂した政務活動費事務マニュアル（以下「マニュアル」という。）は、関係法令の趣旨を踏まえ議会において所要の手続を経て策定され、政務活動費を充てることができる経費の範囲を定めた条例別表（以下「使途基準」という。）に基づき、各議員が政務活動費を支出するに当たつて、議員自らが判断するための具体的な運用を取りまとめた統一的な指針と位置付けられている。
マニュアルの主な内容については、次のとおりである。

(イ) 政務活動費制度に対する基本的な考え方（マニュアル2頁）

議員の政務活動に政務活動費を充当する場合には、経費の性格や使途を明確にする必要があり、次の考え方を基本として適用していくものです。

- a 政務活動に必要性及び妥当性があること
県政に関して議会の主たる役割である政策形成機能や執行機関に対する監視機能等を果たすなど住民福祉の増進を図るための政務活動であることが必要です。
- b 政務活動の方法に合理性及び効率性があること
政務活動は、議員の自主的なものであり、その方法に制限や定めはありませんが、政務活動の目的達成のために合理的であり、経費的にも効率的である必要があります。
- c 原則として充当する額は実費弁償であること
政務活動が議員の自己管理のもとで行われていることや政務活動費に残余が生じた場合には返還すること等から、実際に要した費用に充当する必要があると見なされます。なお、実費によることが著しく困難な場合には、合理的な方法により按分することになります。
- d 社会通念上許容されるものであること
政務活動全般について、県民の理解が得られるためには、社会一般に受け入れられる見方や判断からみて許容される必要があります。
- e 証拠書類等が整備されていること
政務活動費の適正な支出とともに、全ての支出について、領収書や支出を裏付ける証拠書類等が整備されていることが必要です。また、訴訟等にお

いては、支出した議員側において立証する必要が生じる場合があるので留意してください。

イ 透明性が確保されていること

政務活動について、県民の理解が得られるためには、透明性が確保されていることが前提となるものであり、県民への説明責任を果たすために、毎年度提出する政務活動費の収支報告書については、全ての支出について領収書の写し等の証拠書類を添付する必要があります。

(イ) 政務活動に要する経費の内容（マニュアル3頁、4頁及び6頁）

議員の政務活動に要する経費は、条例別表で定めるところですが、広範にわたる全ての用途を詳細に定めることは困難であるため、政務活動費の充当が可能なものについて、具体的な考え方や想定される例として次のとおり取扱いを定めています。

なお、活動の例は参考として掲げたものであり、これらに類するものは当然に含まれます。

a 調査研究費

経費の内容	考え方及び活動事例
議員が行う県の事務、地方行政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費（旅費、委託料、資料印刷費、文書通信費等）	県政等の政策課題に関するもののほか、調査研究の基礎となる関係者や住民からの情報収集、先進事例の調査及び専門的知見の活用等に係る経費に充当する。なお、政務活動の方法等は議員により異なり広範にわたることから、他の経費に属さないものは、この経費に計上する。 (例) ① 県政に関する執行部からの情報収集・意見交換 ② 調査研究の基礎となる国・市町村・関係団体・住民等からの情報収集・意見交換 ③ 県内各地域の状況把握のための現地調査（施設運営状況・農林水産物の状況・道路状況・災害状況他） ④ 県内外及び海外における先進事例等の現地調査 ⑤ 政策提言等を目的とした議員連盟活動・政策研究会活動 ⑥ 調査研究の基礎となる県政等に関するアンケート調査 ⑦ 専門機関等への調査研究委託

b 事務所費

経費の内容	考え方及び活動事例
議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費（賃借料、光熱水費等）	政務活動の事務を行うための拠点となる事務所を設置する場合の事務所の借上げや事務所を有効に活用していくための管理運営に係る経費に充当する。 (例) ① 事務所の賃借 ② 電気・ガス・水道・冷暖房の使用 ③ 共益費

c 事務費

経費の内容

考え方及び活動事例

議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費（事務用品費、文書通信費、備品購入費等）	政務活動の事務の遂行に当たって、必要となる物品や機器等の購入及び使用等に係る経費に充当する。 (例) ① 文房具等の事務用品の購入 ② パソコン・コピー機等の事務用機器の購入及びリース ③ 電話・FAX等の通信機器の購入・回線使用
---	---

d 人件費

経費の内容	考え方及び活動事例
議員が行う活動を補助する職員の雇用（給料、手当、社会保障料、賃金等）	政務活動について、関係者との連絡調整及び資料の収集・整理・保管等の補助を行う職員に係る給料・手当・社会保障料等に充当する。 (例) ① 政務活動の補助のための専属職員の常時又は臨時の雇用 ② 政務活動の補助業務を兼務する職員の常時又は臨時の雇用

(イ) 政務活動費の充当の考え方（積算及び按分等）（マニュアル7頁～9頁）

政務活動に当たって政務活動費を充当する場合は、原則として、実費弁償によることとなりますが、実費の積算が困難な場合があることや社会通念上許容される必要があることから、積算や按分等については、次の方法によることにします。

a 旅費関係（交通費・宿泊費等）

政務活動に係る旅費関係の経費については、実費を原則として次の取扱いとし、公務の場合の旅費計算における宿泊費や旅行雑費の定額の取扱いは行わないことにします。

<交通機関（航空機・鉄道・バス・タクシー等）の利用>

実際に支払った金額による。

<自家用車の使用>

自家用車は、主として日常的に使用する目的で購入・整備していることを前提に、政務活動にも使用すると考えられること等から、自家用車の使用に係る経費については、次の取扱いとする。

(a) ガソリン代については、政務活動に使用した走行距離の記録により実際に支払った金額を按分する。なお、これによることが困難な場合には、「青森県議会議員の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例」の「車賃」の額とする。

(b) 高速道路料金、駐車場代等については、実際に支払った金額による。

(c) 自家用車の購入や維持修繕等に係る経費には充当しない。

(d) 自家用車の継続的なリース料には充当しない。ただし、政務活動のために一時的に借り上げるレンタカーについては、実際に支払った金額による。

<宿泊施設の利用>

実際に支払った金額による。なお、公務の場合の旅費計算における国内旅行の宿泊費では、甲地方（東京都、大阪市、名古屋市等の大都市）17,700円、乙地方（甲以外の地方）13,300円の定額としており、これを参考とする。

b 事務所費関係

政務活動の拠点となる議員の事務所は、政務活動以外の活動にも使用されることが想定され、また、使用形態についても自宅に設置している場合や後援会事務所を兼ねている場合があることから、政務活動費の充分に当たっては、次の取扱いとします。

(a) 事務所の賃借料及び光熱水費等については、使用の実態に合わせ、政務活動が全体の活動（政務活動のほか、後援会活動・政党活動等）に占める割合により按分する。この場合の按分は、使用時間数や使用面積等の合理的な方法による。なお、自宅の一部を事務所としている場合の光熱水費は、可能であれば別メニューで管理する。

(b) 使用実態に合わせた按分を行うことが著しく困難な場合には、事務所の利用の形態により、活動の目的ごとに均等に按分することができることとする。この場合の按分の方法は、別表の「按分方法（事務所費・事務所費・人件費）」によることとする。

(c) 事務所の設置が自宅である場合や生計を同一にする親族の所有する家屋の場合の賃借料は、合理的理由がないことから、政務活動費を充当しない。

(d) 事務所設置のための家屋の購入や自宅の増改築等は、資産の形成につながる可能性があることから政務活動費を充当しない。

c 事務所費関係

政務活動における事務所は、同一の事務所内において、政務活動以外の活動の事務と合わせて行っている場合も多いことから、政務活動費の充実に ついては、事務所費の例により事務内容の実態に合わせ、政務活動が全体の活動（政務活動のほか、後援会活動・政党活動等）に占める割合により按分することとします。なお、これによる按分が困難な場合の按分の方法は、別表の「按分方法（事務所費・事務所費・人件費）」によることとします。また、備品や電話等については、次の取扱いとします。

(a) 備品の購入やリース等への政務活動費の充分に当たっては、事務用の機器等で政務活動に有用なものとし、主として事務所の環境整備に留まるもの等には充当しない。なお、高額とされる備品の購入は、資産の形成につながる可能性があることから、その必要性・妥当性に留意する。

(b) 電話（携帯を含む）等の使用に係る按分は、通話時間、使用頻度等を参考とすることも考えられる。

d 人件費関係

議員の雇用する職員の中には、常時又は臨時の雇用で専ら政務活動の補

助業務を行っている職員、また、政務活動の補助業務以外の業務を兼務している職員がいる場合があることから、政務活動費の充分に当たっては、次の取扱いとします。

(a) 専ら政務活動の補助業務を行っている職員
政務活動の補助業務のみに従事している職員の人件費については、全額を充当できる。

(b) 政務活動の補助業務以外の業務を兼務している職員
政務活動の補助業務以外の業務を兼務している職員（後援会活動・政党活動等の業務も兼務している職員）については、業務内容の実態に合わせ、政務活動の補助業務が全体の業務に占める割合により按分する。

この場合の按分は、業務に従事する平均時間や日数等の合理的な方法による。

(c) 業務内容に合わせた按分を行うことが著しく困難な場合には、職員の兼務の内容ごとに均等に按分することができることとする。この場合の按分の方法は、別表の「按分方法（事務所費・事務所費・人件費）」によることとする。

(d) 生計を同一にする親族については、雇用関係にあることの合理的理由がないことから、政務活動費を充当しない。

e その他

その他の項目についても、後援会活動等の政務活動以外のものが含まれる場合には、事務所費、事務所費及び人件費の例により合理的な方法による按分を行うこととなります。

別表

按分方法（事務所費・事務所費・人件費）

事務所の設置形態	活動の内容等	事務所費		事務所費	人件費
		賃借料	光熱水費等		
第三者からの借上げ	政務活動のみ	全額	全額	全額	全額（専任）
	政務活動 ＋後援会活動	1/2	1/2	1/2	1/2
	政務活動 ＋後援会活動 ＋政党活動	1/3	1/3	1/3	1/3
	政務活動のみ	不可	1/2	全額 (1/2)	全額 (専任)
自宅等に設置	政務活動 ＋後援会活動	不可	1/4	1/2 (1/4)	1/2
	政務活動	不可	1/6	1/3	1/3

(実態等による按分を行うことが著しく困難な場合の政務活動費充当の割合)

＋後援会活動		(1 / 6)	
＋政党活動			

(表の考え方)

- (a) 活動内容（人件費は業務内容）ごとに均等に按分することを基本とする。なお、表中の活動内容の組合せは例示である。
- (b) 事務所の賃借料は、自宅や生計を同一にする親族の所有する家屋の場合は充当できない。
- (c) 事務所の光熱水費等で自宅等の経費と分離できない場合は、私的部分を1/2、議員全体の活動を1/2とし、さらに議員活動の内容ごとに均等に按分する。
- (d) 事務費のうち電話料等で自宅等の経費と分離できない場合は、光熱水費等と同様に按分（表中の括弧書きを適用）する。
- (e) 電話料等以外の事務費及び人件費は、事務所の設置形態に関わらず同じ割合となる。

(エ) 具体例による政務活動費の充当の可否（ラニユアル14頁～18頁）

【共通事項】

(証拠書類の保管整理等)

例 16 政務活動を行った際、証拠としてどのようなものを提出し、残しておくべきか。(特に自家用車での政務活動には、領収書等の添付もなく、自己証明しかない。)

→ 調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情等活動費、会議費については、政務活動実績報告書(34～37頁)を添付してください。
 また、議会事務局には提出する必要がありませんが、収支報告書を公開した際、政務活動について、県民から色々内容を求められることが十分想定されますので、「3 証拠書類の整理保管」(23頁)にあるとおり、支出内容を補充する証拠書類として、政務活動を行った際の現場写真とか面会者の氏名、名刺や収集した資料、活動内容を記載した記録メモ等を整理保管しておく必要があります。

【事務所費関係】

例 3 事務員のいない事務所は、事務所として認められるか。

→ 事務所の要件として、

1. 事務所としての外形上の形態を有していること(〇〇議員事務所等の看板・表示等)
2. 事務所としての機能(事務スペース、応接(会議)スペース、事務用品等)を有していること。
3. 連絡要員等を配置又は連絡機能を有していること。

があげられます。
 設問の場合、事務員が常駐していなくても連絡機能(電話の転送等)が整備されていれば、事務所として認められます。

例 5 自宅の一室を事務室として利用している場合、警備委託料は政務活

動費で支出できるか。

→ 事務所費は、議員が行う政務活動のための事務所の設置(賃借料)及び管理に要する経費(光熱水費及び共益費)に対して政務活動費の充当を認めています。支出にあたっては、まず、事務所としての要件(外形上の形態、機能)を有していることが必要です。したがって、自宅の一室を事務室として利用することのみでは、警備料を政務活動費で支出できません。

【事務費関係】

例 4 自宅とは別に事務所を持っている場合の自宅の電話代は認められるのか。

→ 政務活動を行うために事務所を設置し、それに係る経費を政務活動費で支出していることから、自宅と事務所の両方の電話代に政務活動費を充てることは県民の理解を得られないものと考えられます。光熱水費も同様です。また、複数の事務所を所有している場合も同様です。

例 5 携帯電話の按分は、どのようにすればいいのか。

→ 携帯電話料金について、上限を1/2とし、通話時間、使用頻度等、個々の使用実態にあわせて政務活動相当分を計上することが適当と考えます。

なお、選挙などの外部要因により一時的に通信料が突出する場合、単純に通信料を按分するのではなく、あくまでも政務活動相当分を計上すべきです。

(ウ) 証拠書類の整理保管(ラニユアル23頁)

政務活動費の支出を適切に行うための証拠書類の整理保管については、次のとおりとなっています。

a 証拠書類の整理保管

政務活動費の支出については、領収書等の証拠書類を整理保管しておくことが必要です。
 また、この証拠書類は、収支報告書を議長に提出する期限の翌日から起算して5年間保存することになっています。

(条例第9条)

証拠書類は、会計帳簿と共に適正な収支報告を行う前提となるものであり、議長の調査、知事の調査又は監査委員の監査の対象となるので留意してください。

また、証拠書類の保存期間の考え方については、「2(2) 会計の処理及び会計帳簿の調製(21頁)」と同様です。

証拠書類には、次の書類等が考えられます。これらの書類等は、支出を裏付けるものとして、収支報告書とともにその写しが議長に提出されることとなります。

(a) 領収書

領収書は、政務活動費の証拠書類として基本となるものであり、宛名、金額、品名、発行者の住所氏名等が明記され、第三者が検証可能なものであることが必要です。

(b) レジント
一般的に金額が少なく、通常、領収書等を徴しがたい場合に発行されるレジントは、証拠書類に含まれません。

(c) 受取書・振込受領書・利用明細書等
銀行振込による支払いやクレジットによる支払い等で領収書が発行されない場合これらの書類は、証拠書類に含まれます。

なお、これらの書類の中には、宛名や品名等が一部欠ける等により証拠として劣る場合がありますので、議長に提出するものではありませんが、支出内容を補充する証拠書類を整備しておくことが必要です。

支出内容を補充する証拠書類としては、契約書（調査委託契約、事務所賃借契約、職員雇用契約等）、会議や研修会等の資料（配付資料、出席者名簿等）、広報紙等の成果品、雇用職員の給与台帳・事務分担表、活動記録（メモ、調査先から入手した資料、応対者の名刺等）等が考えられます。

(4) 提出書類の確認及び政務活動費の返還等（マニュアル42頁）
収支報告書を議長に提出した後、提出された書類の内容の確認及び残余金がある場合の返還等の事務が生じることがありますが、その場合の対応は、次のとおりとなっています。

a 議長の調査

議長は、政務活動費の適正な運用を期するため、収支報告書等について必要に応じて調査を行うことにしています。

(条例第12条)

議長に提出された収支報告書等については、「必要な書類が整っているか」、「各書類の整合性があるか」等の外形的な確認のほか、「記載内容が適切か」、「使途が政務活動費を充てることができる経費の範囲（政務活動に要する経費）に適合しているか」等の確認を行います。確認の結果、不備が認められる場合には、議員において補正等を行うこととなります。

また、提出された書類では確認ができない事項等で、政務活動費の適正な運用のために必要がある場合には、議員が保管している会計帳簿や証拠書類等について調査を行うこととなります。

これらの具体的な実際の事務は、議員と調整のうえ議会事務局において行います。

b 政務活動費の返還

知事は、政務活動費の公布の総額から、政務活動費による支出の総額を控除して残余がある場合には、返還を命ずるものとされています。

(条例第10条)

政務活動に係る経費の支出が政務活動費の交付額を下回った場合には、そ

の残余金を返還することとなります。

なお、領収書等の証拠書類がないもや政務活動費を充てることができる経費の範囲（政務活動に要する経費）に適合しないものが判明し、それらを差し引いた結果、支出の総額が交付額を下回ることになった場合についても残余金として取り扱うことになるので注意してください。

残余金が生じた場合の返還については、知事から納入通知書が送付されるので、所定の機関までに金融機関から振り込むこととなります。

c 収支報告書等の訂正

議長に提出した収支報告書等について、訂正等の必要が生じた場合には、条例等に定めがないことから、次にすることとします。

(訂正の方法)

議長に対して訂正届を提出し、訂正箇所に認印するとともに、訂正年月日等を記載することとします。この場合削った部分は、これを読むことができるよう字体を残しておくことにします。

(4) 会派への政務活動の委託等（マニュアル43頁）

政務活動費の交付対象は議員ですが、政務活動を効率的に行うためには、必要に応じて所属する会派に政務活動を依頼する方法や複数の議員が共同で政務活動を行う方法をとることが有効です。このことは、各議員において政務活動の成果の共有が図られることから合理的であると考えられます。

また、政務活動に係る共通の事務の一部について、例えば、事務補助を行う職員の雇用や事務機器の利用を共同で行うため、各議員が所属する会派に事務等を依頼することは、経費的にも効率的と考えられます。

これらの所属会派の政務活動が定例的に継続して行われる場合の事務は、議員の行う事務に準じて、次のとおり行うこととなります。

a 会派の政務活動への支出

所属会派としての政務活動に係る経費は、各議員が自分の負担額を会派に対して支出することとなりますが、その結果、会派において残余金が生じた場合には、各会派において、会計に係る代表者（経理責任者）、具体的な使途、負担額と徴収方法等について、明確に取り決めておく必要があります。

b 会派の会計処理及び証拠書類の整理保管

政務活動費に係る会派の会計は、他の会計と明確に区分するとともに、会計帳簿の調製や証拠書類の整理保管については、各議員が行う事務と同様の方法で行うことにします。

c 議員の収支報告書等の取扱い

議員から議長に提出される領収書等の写しは、第三者が検証可能なものである必要があることから、原則として、会派が実際に支払った相手方からの領収書等（所要の人数に応じて負担額を明記のうえ複写したもの）とすることが必要です。

しかしながら、会派によっては、領収書等の枚数が相当数になることが見込まれ、同一の領収書等を人数複写することは非効率であると考えられること、領収書等の写しの提出が透明性の確保を目的とするものであり、まとめて公開することが合理的と考えられることから、次の方法によることもできることにします。

(a) 会派の代表者（経理責任者）の議長への提出
会派としての政務活動分の「領収書等の写し（領収書等の写し貼付用紙に貼付）」、「領収書等の写し集計表」及び「支出証明書」に加えて、各議員の負担額を一目で明記した書類（様式は任意）を提出することになります。

(b) 会派の代表者（経理責任者）以外の議員の議長への提出
各議員が負担した金額について、会派の代表者（経理責任者）が発行する領収書等の写しを提出することになります。

(2) 政務活動費の交付に関する公金の支出について
ア 政務活動費に係る事務権限

青森県知事の権限に属する事務の一部を議会事務局長に委任する規則（昭和39年4月青森県規則第27号）第2条第1号の規定により、知事の権限に属する事務のうち、議会の所掌する事務に係る配当予算に基づく支出負担行為に係る事務は、議会事務局長に委任されている。

イ ガソリン代の実費計算が困難な場合の算定方法
(1) エ(ウ) aに記載のとおりマニュアルでは、自家用車のガソリン代について実際に支払った金額によることが困難な場合には、青森県議会議員の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例（昭和25年7月青森県条例第46号）の車賃の額とすることとしている。

同条例第7条の規定によると、議員に支給される費用弁償のうち車賃については、一般職の職員の例により計算した額とされており、一般職の職員について定めた職員等の旅費及び費用弁償に関する条例（昭和27年9月青森県条例第45号）第17条第1項の規定により1kmにつき25円で算定することとされている。

(3) 政務活動費の交付（返還）について
措置請求書で摘示された各議員に係る、措置請求書受付時における平成30年度政務活動費の交付額は、次のとおりである。

① 成田一憲議員	2,995,475円	② 神山久志議員	1,666,323円
③ 田中順造議員	2,673,151円	④ 阿部広悦議員	2,456,240円
⑤ 越前陽悦議員	1,840,595円	⑥ 清水悦郎議員	2,137,149円
⑦ 森内之保留議員	2,465,002円	⑧ 工藤兼光議員	3,009,473円
⑨ 熊谷雄一議員	1,980,362円	⑩ 岡元行人議員	3,671,073円
⑪ 三橋一三議員	3,112,748円	⑫ 丸井裕議員	1,640,764円
⑬ 山谷清文議員	3,720,000円	⑭ 小松山吉紀議員	2,168,785円

⑮ 榎引ユキ子議員	1,898,348円	⑯ 夏畑浩一議員	3,494,179円
⑰ 工藤慎康議員	3,720,000円	⑰ 高橋修一議員	2,578,421円
⑰ 蛇沢正勝議員	3,720,000円	⑳ 沼尾啓一議員	2,402,366円
⑳ 藤川友信議員	756,327円	㉑ 工藤義春議員	3,533,808円
㉑ 横浜力議員	2,331,542円	㉑ 寺田達也議員	2,634,527円
㉒ 菊池憲太郎議員	3,345,026円	㉒ 齊藤爾議員	2,157,661円
㉒ 花田栄介議員	3,647,768円	㉒ 鳴海恵一朗議員	2,362,735円
㉓ 齊藤直飛人議員	3,414,490円	㉓ 山口多喜二議員	1,788,711円
㉓ 谷川政人議員	1,720,611円	㉓ 北紀一議員	3,720,000円
㉓ 田中満議員	3,720,000円		

なお、本件監査請求後に、次表のとおり請求人が摘示した支出の一部について条例第8条第1項に規定する収支報告書（以下「政務活動費収支報告書」という。）の訂正届の提出があり、政務活動費が返還されたことが確認された。

議員名	費 目 等	訂正前の額	訂正後の額	
			訂正前	訂正後
阿部広悦	調査研究費	500円	H30.5.11	0円
			H30.9.27	2,000円
			H30.10.17	2,000円
			H30.4.24	4,860円
小松山吉紀	調査研究費	4,860円	H30.5.8	0円
			H30.5.9	4,860円
			H30.5.11	4,860円
			H30.5.14	4,860円
			H30.5.18	4,860円
			H30.5.29	4,860円
			H30.7.2	4,860円
			H30.8.8	4,860円
寺田達也	調査研究費	4,860円	H31.2.14	0円
			H31.1.22	1,700円
			H31.2.18	1,700円
			H30.5.31	2,000円
鳴海恵一郎	調査研究費	2,000円	H30.6.7	0円
			H30.6.8	2,100円
			H30.6.8	0円
田中満	広聴広報費	147,420円	事務所賃貸料	540,000円
			ガス代	11,091円
			灯油代	12,900円
			電気代	55,128円
			水道代	9,180円
			事務所費	1,080,000円

	下水道代	11,720 円	5,860 円
	事務所警備代	107,000 円	48,600 円
事務費	光電話・光回線代	83,209 円	41,603 円

2 議会事務局に対する監査の結果

議会事務局からの回答は、次のとおりである。

(1) 政務活動費収支報告書の審査について

議会事務局では、マニュアルに則し、必要な書類が整っているか、各書類の整合性があるか、計算誤りはないか等の確認のほか、記載内容が適切か、使途が政務活動費を充てることができる経費の範囲に適合しているか等をチェックし、疑義があるものについては議員に確認を行っている。

条例第8条第2項の規定により政務活動費収支報告書に添付することとされている証拠書類のうち、規程第2条第2項第1号に掲げる「領収書の写しその他の支出を証すべき書面であって当該支出の相手方から徴したものの写し」については、それを徴し難いときは、支出証明書を提出すればよいこととされている。

よって、政務活動費収支報告書及び領収書又は支出証明書等の証拠書類を審査し、一見明白に不適切なものでない限り、当該政務活動費収支報告書等は適切なものとして処理している。

(2) 調査研究費について

マニュアル3頁(1)(1)エ(イ)にあるとおり、調査研究費は「議員が行う県の事務、地方行政等に関する調査研究(視察を含む。)及び調査委託に要する経費」で、「県政等の政策課題に関するもののほか、調査研究の基礎となる関係者や住民からの情報収集、先進事例の調査及び専門的知見の活用等に係る経費」とされているが、活動事例は参考として掲げたものであり、「政務活動の方法等は議員により異なり広範にわたることから、他の経費に属さないものは、この経費に計上する」こととされていることから、明らかに誤っている場合を除き、議員の申出を認めることとしている。

政務活動費収支報告書の作成等に係る経費については、条例第8条の規定により当該政務活動費収支報告書の作成及び議長への提出が各議員に義務付けられているものであり、議員の調査研究その他の活動の実施に伴い必要不可欠な事務であることから、調査研究費として使途基準に合致しないとはいえないと判断している。

なお、本件監査請求後に、政務活動費収支報告書の訂正届が提出され、横浜力議員の4月13日は4月14日に、鳴海恵一郎議員の4月17日は4月16日に、それぞれ訂正されている。

(3) 事務所費、事務費及び人件費について

マニュアル7頁及び8頁(1)(1)エ(イ)から(イ)まで)にあるとおり、事務所費については使用の実態、事務費については事務内容の実態、人件費については業務内容の実態に合わせて按分することとされており、その按分が著しく困難な場合

には、マニュアル9頁(1)(1)エ(イ)の別表「按分方法(事務所費・事務費・人件費)」により、事務所費及び事務費については活動内容ごとに、人件費については業務内容ごとに均等に按分することを基本とするとされている。

また、個別の事項については、次のとおりである。

ア 森内の保留議員の事務所費について
森内議員からの聞き取りによると、森内のぼる後援会及び森内のぼる政経研究会はいずれも後援会活動を行っており、使用実態に応じた按分が著しく困難であるとして活動の内容(政務活動及び後援会活動)に応じて2分の1としているもので、マニュアルに則り適正に処理されている。

イ 北紀一議員の事務所費(水道代及び下水道代)について
北議員の自宅敷地には、政務活動用事務所、後援会事務所兼政党支部事務所及び旧自宅が別棟で建っており、北議員によると、後援会事務所兼政党支部事務所には事務所職員はおらず、上下水道は使用していない。

マニュアル9頁(1)(1)エ(イ)の別表では「事務所の光熱水費等で自宅等の経費と分離できない場合は、私的部分を1/2、議員全体の活動を1/2」とすることとされているが、政務活動用事務所、自宅及び旧自宅とでメーターを兼用しているとのこと、政務活動分をマニュアルの定めによるよりも少ない3分の1としている。

ウ 田中満議員の事務所費及び事務費について

政務活動用事務所の設置形態が第三者からの借上げによるものであり、令和2年8月5日付けで政務活動費収支報告書の訂正届が提出され、当該事務所では政活動も行われているとして、事務所費及び事務費のほか関係する経費を2分の1に按分しており、マニュアルに則り適正に処理されている。

なお、本件監査請求後に、政務活動費収支報告書の訂正届が提出され、政務活動用事務所に設置する固定電話は、専ら政務活動に使用されているとのこと、費目ごとの按分率一覧の記載内容を政務活動専用に訂正している。

3 議長に対する関係人調査の結果

議長からの回答は、次のとおりである。

(1) 青森県文書取扱規程(平成25年9月青森県訓令甲第17号)第74条の規定による文書の作成について
県の各所属における文書の作成に当たっては、各所属がその必要性に応じて軽微

なものかどうかを判断しているものであり、政務活動は議員の主体的な判断により行われるものであるから、文書が作成されていないからといって、政務活動が行われていないことになるものではない。

4 関係人(自民党派所属議員)に対する調査結果

各議員からの回答は、次のとおりである。

(1) 調査研究費(旅費)について
請求人から摘示のあった旅費の支出について、マニュアルに則り政務活動に要し

たものである旨の証拠書類の提出等があった。

(2) 調査研究費（自民党会派所属の全議員の会派への委託料）について

マニユアル 43 頁（1 (1) エ(ヤ)）「6 会派への政務活動の委託等」において、「事務補助を行う職員の雇用や事務機器の利用を共同で行うため、各議員が所属する会派に事務等を依頼することは、経費的にも効率的」とされ、「各会派において、会計に係る代表者（経理責任者）、具体的な使途、負担額と徴収方法等について、明確に取り決めておく必要」があるとしてされており、これを受け、自民党会派との間に「政務活動補助事務委託契約」を締結し、当該契約書において、委託期間、委託料及びその支払方法を定め、次のアからエまでの事務（契約書より抜粋）を委託している。

ア 自由民主党会派の控室、執務室及び会議室における会派所属議員の閲覧に供する新聞、書籍その他政務活動のために必要な資料の購入

イ 自由民主党会派の控室、執務室及び会議室における会派所属議員の政務活動の事務を遂行するに当たって必要となる物品の購入、事務用機器の購入又は借上げ及び当該機器の維持管理並びに電話、FAXその他の通信機器の購入又は借上げ及び当該機器の使用に伴う回線使用料の支払い

ウ 議員総会、政調会、勉強会打合せその他の自由民主党会派が行う会議等の開催に係る事務

エ アからウまでの事務の実施及び当該事務の実施に係る経理を行う職員並びに会派所属議員が共同して行う政務活動に係る関係者との連絡調整及び資料の収集、整理、保管等の補助を行う職員の雇用

5 森内之保留議員に対する調査結果

森内議員からの回答は、次のとおりである。

(1) 事務所費について

政務活動用事務所には森内のぼる後援会事務所のほか森内のぼる政経研究会事務所が設置され、また、異なる所在地に政党支部事務所が置かれているが、政務活動等で事務所が不在になることから、政務活動費収支報告書と森内のぼる後援会及び森内のぼる政経研究会のそれぞれの収支報告書に、常に連絡が可能である関連会社の事務担当者名及び電話番号を記載している。

(2) 事務費（FAX代）について

政党支部事務所が置かれている自宅に設置されたFAXは、専ら政務活動に使用していたものであり、同様の使用状況であった平成 24 年度のFAX代への政務調査費の充当について、令和元年（行コ）第 17 号政務調査費返還等履行請求控訴事件の令和2年1月30日仙台高等裁判所判決（以下「令和2年仙台高裁判決」という。）において「フレックス番号は、県庁内部で用いる青森県議会議員連絡先一覧のみに掲載し、一般的には公表せず対外的な連絡先や後援会活動の資料には掲載してはいけないことが認められ、他方で、フレックシミリが実際に後援会活動に使われたことを裏付ける証拠はない。したがって、県庁執行部への照会や執行部からの資料送付先として調査研究活動専用に使っているという森内議員の説明には

一定の信用性が認められ、これを否定する証拠はない」とされている。

(3) 人件費について

政務活動用事務所の事務担当者として、併設された後援会の政治資金収支報告書に記載された人件費の支払先人物は、別人であり、後援会事務所人件費には一切政務活動費から支払われている事実は存在せず、同様の委託内容であった平成 24 年度の政務調査用事務所の事務担当者に係る人件費全額への政務調査費の充当について、令和2年仙台高等裁判決において「使途基準に従って行った支出でないとは認められない」とされている。

6 北紀一議員に対する調査結果

北議員からの回答は、次のとおりである。

(1) 調査研究費（政務活動費集計入力費）について

政務活動用事務所でも雇用する事務職員がパソコンを使えないため、当該事務職員が分類した書類をもとにパソコンを使用して県へ提出する書類を作成してもらう作業を外部に委託している。

(2) 事務所費（事務所賃借料、電気料及び灯油代）、事務費（固定電話料）及び人件費について

政務活動用事務所と別棟で建っている後援会事務所兼政党支部事務所には常勤職員がいなかったため、常勤の事務職員がいる政務活動用事務所の電話番号を連絡先としてしているが、電話は専ら政務活動に使用されているもので、同様の使用形態であった平成 24 年度の政務調査用事務所に係る経費全額への政務調査費の充当について、平成 26 年（行ウ）第 2 号政務調査費返還等履行請求事件の令和元年 6 月 27 日青森地方裁判所判決（以下「令和元年青森地裁判決」という。）において「かかる取扱いに問題はない」と認められている。

(3) 事務所費（水道代及び下水道代）について

メーカーが政務活動用事務所、自宅及び旧自宅の 3 棟共通のため、3 分の 1 で按分した。

(4) 事務費（携帯電話料金）について

当該携帯電話は、政務活動のほか私用に使用しており、実態によることだが困難なため、マニユアル 17 頁（1 (1) エ(エ) a 【事務所費関係】の例 5）に従い 2 分の 1 で按分したもので、同様に按分した平成 24 年度の携帯電話料金への政務調査費の充当について、令和元年青森地裁判決において「かかる取扱いに問題はない」と認められている。

7 田中満議員に対する調査結果

田中議員からの回答は、次のとおりである。

(1) 事務所費（事務所賃借料、ガス代、灯油代、電気代、水道代及び下水道代）及び事務費（光電話・光回線代）について

政治資金規正法に基づく収支報告書の記載で分かるとおり後援会事務所と兼用している政党支部事務所は、政務活動用事務所とは所在地及び電話番号ともに別

であるが、政務活動用事務所は、政党活動にも使用してはいる。

(2) 事務所費（事務所警備代）について

2度侵入窃盗被害を受けたことがあり、警備会社と事務所の警備契約を締結していることから、事務所の管理に要する経費として政務活動費を充当している。

第8 判断

政務活動費については、法第100条第14項の規定により「条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる」とされている。そして、条例第7条第1項では「政務活動費は、議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等果政の課題及び市民の意思を把握し、果政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に充てることができる」とし、同条第2項で「政務活動に要する経費は、別表のとおりとする」として、同条第2項これらの法令の趣旨を踏まえて、マニュアルを定めている。

令和2年仙台高裁判決において引用された原判決（令和元年青森地裁判決）の「事実及び理由」の「第7 当裁判所の判断」2（1）では、「使途基準に定める調査研究のための必要性をその要件としていることからすれば、議員の当該活動の客観的な目的及び性質に照らして、議員の議会活動の基礎となる調査研究活動（本件使途基準の定めるもの。以下同じ。）との間に合理的関連性が認められない活動に関する経費の支出につき政務調査費を充当することは、本件使途基準に反するようべきであるが、議員の調査研究活動が多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要なか否かについては、議員の合理的判断に委ねられる部分があることを踏まえ、上記合理的関連性の認められる活動につき、経費の支出をどの程度行うかなどについては、議員の裁量に委ねられていると解すべきであり、かかる裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用しない限り、当該支出は本件使途基準に適合するものというべきである」とされている。また、「本件マニュアルは、青森県議会において、議員がいかなる活動の経費の支出にどのようなに政務調査費を充当するかなどの事項につき判断するに当たって参考となるよう、本件使途基準を具体化する趣旨で作成されたものであるところ、本件マニュアルに法規範性を認めることはできないものの、上記のとおり、上記事項を判断するに当たっては議員の裁量に委ねられていることを踏まえれば、本件マニュアルの定める目安等が本件使途基準等の法令の定めを照らして合理的である場合、それに従った政務調査費の充当は、客観的に見て調査研究活動と合理的関連性を有する活動の経費に係る支出に対する充当であるということができるから、特段の事情のない限り、かかる充当につき裁量権の範囲を逸脱又はこれを濫用したものではなく、違法とはならないと解すべきである」とされている。

令和2年仙台高裁判決では、「マニュアルに示された事務所費・事務費・人件費の按分方法は、合理性を有するものである」とされている。

これらの判例は、政務調査費に係るものであるが、政務調査費は、平成24年の法改正により、「従来調査活動として認められていなかった対外的な陳情活動等のための旅

費、交通費や会派単位で行う会議に要する経費といったものにも使途が拡大できるようになり、政務活動費とされ」（松本英昭著「新版逐条地方自治法第9次改訂版」395頁参照）、住民福祉の増進を図るために必要な議員の活動すなわち政務活動に要する経費に對して充当されることとなったが、地方議会の活性化を図る趣旨の制度として、これらの判例の判断の枠組みは政務活動費についても妥当すると解される。

したがって、マニュアルの定める目安等が使途基準等の法令の定めを照らして合理的である場合、それに従った政務活動費の充当は、客観的に見て議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費に係る支出に対する充当であるということができるところであり、特段の事情のない限り、裁量権の範囲を逸脱又はこれを濫用したものではなく、違法とはならないと解されることから、政務活動費の充当が使途基準に反した違法又は不当なものであるかどうかは、特段の事情がない限り、マニュアルの合理性及び当該充当のマニュアルとの適合性が認められるかどうかによることとなり、この点について次のとおり検討する。

1 マニュアルの合理性

マニュアルは、関係法令の趣旨を踏まえ議会において所要の手続を経て策定されたものであり、各議員が政務活動費を充当するに当たって、議員自ら判断するための具体的な運用をまとめた統一的な指針と位置づけられている。

マニュアルによると、政務活動費を充当する額については、原則として実際に要した費用に充当することとし、調査研究費のうち、実費によることが著しく困難な自家用車の使用に係る旅費（ガソリン代）については、青森県議会議員の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例第7条の規定による車賃の額とのバランスを考慮し、第7の2(2)にあるとおり1kmにつき25円で算定することとされている。また、委託料については、第7の1(1)エ(4) aに記載のとおり「㊦ 専門機関等への調査研究委託」を例示しているが、住民福祉の増進を図るための政務活動を行うために必要がある場合に、業務を委託することは一般にあり得るところであり、同エ(4)に記載のとおり、政務活動を効率的に行うためには、必要に応じて所属する会派に政務活動を依頼する方法は、各議員において政務活動の成果の共有が図られることから合理的であり、政務活動に係る共通の事務を共同で行うため経費的にも効率的なものとされている。これらの調査研究費に関するマニュアルの定めは、使途基準等の法令の定めを照らして合理的なものと認められる。

さらに、第7の1(1)エ(4) bからdまでに記載のとおり、政務活動費に係る事務所費、事務費及び人件費については、使用実態や業務内容に合わせた按分を行うことが著しく困難な場合には、同(4)の別表によることとされているところ、これは、令和2年仙台高裁判決において合理性を有するとされた政務調査費に係る事務所費、事務費及び人件費の按分方法と同様の取扱いであることから、当該マニュアルの定めは、使途基準等の法令の定めを照らして合理的なものと認められる。

2 マニュアルとの適合性

請求人は、掲示した支出への政務活動費の充当が使途基準に適合していないので

はないかと主張している。

しかしながら、合理性が認められるマニユアルに従った政務活動費の充当については、特段の事情がない限り、各議員がその裁量権の範囲を逸脱又は濫用したものでなく、違法とはならないと解されることとあり、請求人が摘要したいずれの支出についても、マニユアルに従って政務活動費の充当が行われたものであると認められる。

(1) 調査研究費について
ア 旅費について

請求人は、調査研究費における旅費支出（ガソリン代、タクシー代、通行料金、視察研修費、宿泊代等）について、「応接記録が残っていない例については、青森県文書取扱規程第74条にある「軽微なもの」に該当するものと解され、そこに調査研究の実質の存在さえ検証できず」、「そのような議員の活動は法や条例が予定した政務活動とは評価できず」、「本件使途基準に適合した支出であるとはいえない」として、違法又は不当な支出であると主張する。

しかしながら、調査研究費については、第7の1(1)エ(4) aに記載のとおりマニユアルによると議員の政務活動の方法等は議員により異なり広範にわたるとされているところ、請求人から摘示のあった旅費については、議会事務局に対する監査及び関係人調査の結果提出された証拠書類等により、いずれもマニユアルに則り政務活動に要する旅費の支出への政務活動費の充当が行われていることが認められた。また、議会事務局に対する監査によると、政務活動費収支報告書は、条例第8条の規定により議長に提出することが議員に義務付けられており、議員の政務活動の実施に必要不可欠な事務であることから、政務活動費収支報告書の作成等に係る調査研究費も政務活動費を充当できるものとして認められた。

したがって、当該旅費の支出への政務活動費の充当はマニユアルに適合しており、請求人の主張には理由がない。

イ 委託料（自民党派）について

請求人は、自民党派所属の全議員の調査研究費における自民党派への毎月定額の委託料支出について、「自民党派を通じて政党である自民党派連に業務委託しているのか不明」であり、「政務活動費からの支出が認められる「調査研究費」とは「議員の議会活動の基礎となる調査研究活動」に要する経費をいうところ、「客観的な目的や性質に照らして議員の議会活動の基礎となる調査研究活動との間に合理的関連性が認められない行為に関する経費は、これに該当しないというべき」で、「議員が交付を受けた「政務調査費」を会派に納める場合には、「各議員と会派の間には委託する特定の目的」を「明らかにする」事務委託契約が存在することが必要」と主張する。

しかしながら、調査研究費（委託料）については、第7の1(1)エ(4)に記載のとおりマニユアルにおいて所属する会派に政務活動を依頼する方法が認められているところ、議会事務局に対する監査及び関係人調査によると、各議員と

自民党派との契約書及び自民党派と自民党派連との契約書において、各議員は自民党派に第7の4(2)アからエまでの事務を毎月35,000円で委託する契約を締結しており、委託期間終了後に委託事務に係る経費を精算して残余額があれば返還を受けることとしていること、自民党派所属の全議員の了解を得れば同(2)エの職員の雇用に代えて、自民党派連に同エに掲げる事務の実施を再委託できることとしていることが認められ、また、自民党派連は同エに掲げる事務の実施に加え、自民党派が実施すべき会計帳簿等の調製、証拠書類の整理保管及び政務活動費収支報告書の作成を自民党派連に委託し、自民党派連の職員5名が当該委託事務に従事する人件費として毎月868,000円（@28,000円×31名）を支払い、委託期間終了後に委託事務に係る経費を精算して残余額があれば返還を受けることとしていることが認められたところであり、いずれも所属する自民党派への政務活動の委託に関する支出であると認められた。

したがって、この委託料の支出への政務活動費の充当はマニユアルに適合しており、請求人の主張には理由がない。

なお、請求人は、調査研究費に自民党派への事務委託料しか計上していない10名の議員については、「議員の議会活動の基礎となる調査研究活動との間に合理的関連性」が必要であり、具体的・実質的な議会活動について「厳正なる監査が必要」とであると主張しているが、当該委託料の支出への政務活動費の充当は、そもそも上記のとおりマニユアルに適合していることと認められることから、この請求人の主張にも理由がない。

ウ 委託料（政務活動費集計入力費）について

請求人は、北紀一議員について、他に事務職員給与の支出があるにもかかわらず、政務活動費集計入力作業だけを委託しており、委託先法人の業務との関わりも不明であると主張する。

しかしながら、第7の1(1)エ(4) aに記載のとおりマニユアルによると政務活動の方法等は議員により異なり広範にわたるとされ、どの支出に充当するかは議員の裁量に委ねられているところ、関係人調査によると、事務所職員がパソコンを使えないため、政務活動費の集計入力作業を外部委託したものである。また、議会事務局に対する監査によると、政務活動費収支報告書は、条例第8条の規定により議長に提出することが議員に義務付けられており、議員の政務活動の実施に必要不可欠な事務であることから、政務活動費収支報告書の作成に当たっての政務活動費の集計入力作業の委託料も政務活動費を充当できるものとして認められた。

したがって、当該委託料の支出への政務活動費の充当はマニユアルに適合しており、請求人の主張には理由がない。

(2) 事務所費、事務費及び人件費について

請求人は、事務所費及び事務所費については「事務所の使用実態、使用形態に応じて按分して計上すべき」とし、また、「議員としての議会活動を離れた活動に関する経費ないし当該行為の客観的な目的や性質に照らして議員の議会活動の基礎となる調査研究活動との間に合理的な関連性が認められない行為に関する経費は、

これに該当しない」とする判例を引用し、議員らによる個別の支出について厳正な監査を行うよう求めている。

この点について、マニユアル及び令和 2 年仙台台高裁判決を踏まえ、次のとおり判断する。

ア 森内の保留議員

(7) 事務所費 (事務所賃料)

請求人は、政務活動用事務所賃貸人の代表者名・電話番号が、森内のぼる後援会、森内のぼる政経研究会及び政党支部の事務担当者名・電話番号と同一であり、政務活動用事務所では森内のぼる後援会のほか、森内のぼる政経研究会及び政党支部の事務も行われていたと推認されるため、事務所賃料は 4 分の 1 とすべきと主張する。

しかしながら、第 7 の 1 (1) エ (ウ) b に記載のとおりマニユアルによると事務所費は使用実態に合わせ、政務活動が全体の活動 (政務活動のほか、後援会活動・政党活動等) に占める割合により按分することを基本とし、これによる按分が著しく困難な場合には、同 (ウ) の別表により活動内容ごとに均等に按分することとされているところ、関係人調査によると、当該代表者名及び電話番号は、常に連絡が可能である関連会社の連絡先を記載したものであること、政党支部の事務所は自宅にあり、政務活動用事務所は別の所在地にあること、政務活動用事務所と兼用する後援会事務所及び森内のぼる政経研究会は、いずれも後援会活動を行っていることから、事務所賃料は政務活動と後援会活動で均等に按分し、2 分の 1 として認めることが認められ、同様の使用形態であったとする平成 24 年度の事務所賃料への政務調査費の充当について、令和 2 年仙台台高裁判決において「按分率表に従って 2 分の 1 に按分した上で政務調査費を充当しているところ、かかる取扱いは問題はない」とされている。

したがって、当該事務所費の支出への政務活動費の充当はマニユアルに適合しており、請求人の主張には理由がない。

(4) 事務所費 (電話料金)

請求人は、自宅に設置された F A X の電話料金であり、自宅には政党支部が置かれていることから、政務活動、政党活動及び私的使用分として 3 分の 1 とすべきと主張する。

しかしながら、第 7 の 1 (1) エ (ウ) c に記載のとおりマニユアルによると事務所費は事務内容の実態に合わせ、政務活動が全体の活動 (政務活動のほか、後援会活動・政党活動等) に占める割合により按分することを基本とし、これによる按分が著しく困難な場合には、同 (ウ) の別表により活動内容ごとに均等に按分することとされているところ、関係人調査によると、その使用形態は専ら政務活動に使用していたことが認められ、同様の使用形態であったとする平成 24 年度の F A X の電話料金全額への政務調査費の充当について、令和 2 年仙台台高裁判決において「説明には一定の信用性が認められ、これを否定する証拠はない」とされている。

したがって、当該事務所費の支出への政務活動費の充当はマニユアルに適合しており、請求人の主張には理由がない。

(ウ) 人件費 (政務活動補助人件費)

請求人は、政務活動用事務所賃貸人の代表者が政党支部の事務を担当しており、政務活動用事務所併設された森内のぼる後援会事務所の人件費も少額であることから、政務活動補助人が政務活動、後援会及び政党活動を兼務していると考えられるため、3 分の 1 とすべきと主張する。

しかしながら、第 7 の 1 (1) エ (ウ) d に記載のとおりマニユアルによると人件費は業務内容の実態に合わせ、政務活動の補助業務が全体の業務に占める割合により按分することを基本とし、これによる按分が著しく困難な場合には、同 (ウ) の別表により業務内容ごとに均等に按分することとされているところ、関係人調査によると、政務活動補助人件費の支払先は、森内のぼる後援会及び政党支部の各収支報告書に記載された事務担当者とは別人であると認められ、同様の雇用形態であったとする平成 24 年度の政務調査の補助業務に当たる従業員の人件費全額への政務調査費の充当について、令和 2 年仙台台高裁判決において「調査研究活動と後援会活動とで 2 分の 1 に按分せずに全額に政務調査費を充当したからといって、使途基準に従って行った支出ではないとは認められない」とされている。

したがって、当該人件費の支出への政務活動費の充当はマニユアルに適合しており、請求人の主張には理由がない。

イ 北紀一議員

(7) 事務所費 (土地・事務所賃借料、電気代、灯油代、電話代及び人件費)

請求人は、政務活動用事務所設置の電話代が政党活動と按分されており、後援会の収支報告書に記載された電話番号が政務活動用事務所の電話番号と同じであるから、政務活動用事務所は、政党活動及び後援会活動にも供されており、3 分の 1 とすべきと主張する。

しかしながら、第 7 の 1 (1) エ (イ) b 並びに同 (ウ) b 及び c に記載のとおりマニユアルによると、事務所費は政務活動の事務を行うための拠点となる事務所を設置する場合の事務所の借上げや事務所を有効に活用していくための管理運営に係る経費とされ、事務所の賃借、電気・ガス・水道・冷暖房の使用等が活動事例として例示されており、当該事務所が政務活動以外の活動にも使用されている場合には、その使用実態に合わせ、政務活動が全体の活動 (政務活動のほか、後援会活動・政党活動等) に占める割合により按分することを基本とし、これによる按分が著しく困難な場合には、同 (ウ) の別表により活動内容ごとに均等に按分することとされ、その他の項目についても、事務所費、事務所賃及び人件費の例により合理的方法による按分を行うことになるとされているところ、関係人調査によると、後援会事務所及び政党支部の事務所は同一であるが、政務活動用事務所とは別棟で建っていることが認められ、また、後援会事務所兼政党支部事務所には常勤職員がいないことから常勤職員がいる政務活動用事務所を連絡先としているが、電話は専ら政務活

動に使用していることであり、議会事務局に対する監査によると、使用実態に合わせて按分は必要ないものとして取り扱っていることが認められた。したがって、当該事務所費の支出への政務活動費の充当はマニユアルに適合しており、請求人の主張には理由がない。

(4) 事務所費 (水道代及び下水道代)

請求人は、後援会の収支報告書に記載された電話番号が政務活動の事務所
の電話番号と同じであることから、メンバーを兼用する自宅、政務活動及び
後援会費で4分の1とすべきと主張する。

しかしながら、第7の1(1)エ(ウ)の別表の(c)に記載のとおりマニユアルに
よると事務所の光熱水費等で自宅等の経費と分離できない場合は、私的部分
を2分の1、議員全体の活動を2分の1とし、さらに議員活動の内容ごとに
均等に按分することとされているところ、関係人調査によると、後援会事務
所兼政党支部事務所は政務活動用事務所と別であり、メンバーは政務活動用
事務所、自宅及び旧自宅で兼用しており、3分の1の額に政務活動費を充当
していることが認められた。

したがって、当該事務所費の支出への政務活動費の充当は、マニユアルに
従うと政務活動用事務所と私的部分とで2分の1ずつに按分することになる
が、それよりも少ない額に政務活動費を充当しており、返還を求めるべき額
が存在しないため、請求人の主張には理由がない。

(4) 事務費 (携帯電話代)

請求人は、政務活動、政党活動、後援会活動及び私用で4分の1とすべき
と主張する。

しかしながら、第7の1(1)エ(ウ)【事務費関係】の例5に記載のとおりマ
ニユアルによると携帯電話料金については、上限を2分の1とし、通話時間、
使用頻度等、個々の使用実態に合わせて政務活動相当分を計上することが適
当とされているところ、関係人調査によると、上限の2分の1の額に政務活
動費を充当したことが認められ、同様の取扱いであったとする平成24年度の
携帯電話料金への政務調査費の充当について、令和元年青森地裁判決におい
て「マニユアルにより2分の1に按分した上で政務調査費を充当しているこ
ろ、かかる取扱いに問題はない」とされている。

したがって、当該事務費の支出への政務活動費の充当はマニユアルに適合
しており、請求人の主張には理由がない。

ウ 田中満議員

(7) 事務所費 (事務所警備代を除く。)

請求人は、政務活動の事務所と国民民主党青森県第2総支部の電話番号が
同一であり、後援会事務所の所在地は当該支部と同一であること、また、政
務活動の事務所外壁に政党のポスターが貼られていることから、政務活動、
政党活動及び後援会で3分の1とすべきと主張する。

しかしながら、第7の1(1)エ(ウ)に記載のとおりマニユアルによると事
務所費は使用実態に合わせて、政務活動が全体の活動(政務活動のほか、後援

会活動・政党活動等)に占める割合により按分することを基本とし、これに
よる按分が著しく困難な場合には、同(ウ)の別表により活動内容ごとに均等に
按分することとされているところ、関係人調査によると、後援会事務所とは
別に政務活動兼政党活動用事務所があり、2分の1に均等に按分したことが
認められた。

したがって、当該事務所費の支出への政務活動費の充当はマニユアルに適
合しており、請求人の主張には理由がない。

(4) 事務所費 (事務所警備代)

請求人は、使途基準に合致しないと主張する。

しかしながら、第7の1(1)エ(ウ)【事務所費関係】の例5に記載のとおり
マニユアルによると議員が行う政務活動のための事務所の管理に要する経費
として、事務所としての要件(外形上の形態、機能)を有する事務所の警備
料に対して政務活動費を充当することが認められているところ、関係人調査
によると、自宅とは別に政務活動兼政党活動用事務所があることが認められ
た。

したがって、当該事務所費の支出への政務活動費の充当はマニユアルに適
合しており、請求人の主張には理由がない。

3 結論

以上のとおり、マニユアルの定めは使途基準等の法令の定めにして合理的なも
のであると認められ、請求人が措置請求書において提示した支出への平成30年度の
政務活動費の充当は、いずれもマニユアルに適合しており、裁量権の範囲を逸脱又
はこれを濫用したものは認められないものである。

したがって、本件の政務活動費の充当については違法又は不当なものとは認められ
ない。よって、請求人の主張には理由がないものと認め、これを棄却する。

付言

今回の政務活動費の充当に関して、監査の過程で近年の裁判例の状況等に鑑み改善すべ
き点が認められたので、議会及び議会事務局に対して次のとおり要望する。

1 政務活動費の使途の透明性の向上

政務活動費については、その使途の透明性を高めていくことが求められていることか
ら、調査研究活動等の内容が、果民に対してより明らかになるよう、政務活動費収支報
告書に添付される関係書類等の充実について検討されたい。

2 財務事務の適正執行について

議会事務局において、旅費等の公金の支出について関係例規に照らし、証拠書類に基
づく調査・確認をより一層適切に行うなど、財務事務の適正執行の徹底を図られたい。

別表1

議員名	経費	日付	訪問先	概要	支出金額	違法金額	訪問先確認	違法理由
成田一憲	調査研究費	4月6日	議会総務課	新幹線・鉄道問題対策等について打ち合わせした。	3,000	3,000	【不開示】記録作成していない。	調査研究活動の実質の存在が検証できない。
		4月11日	議会調査課	政務活動費について打ち合わせした。	3,000	3,000	【不開示】記録作成していない。	同上
		4月13日	交通政策課	新幹線鉄道問題について打合せ。	3,000	3,000	【不開示】記録が存在しない。	同上
		4月18日	議会調査課	政務活動費について打ち合わせした。	3,000	3,000	【不開示】記録作成していない。	同上
		4月19日	三内丸山遺跡	北海道・北東北の縄文遺跡群世界遺産登録推進総決起大会事前の現状を視察。	3,000	3,000	不開示(不存在)	同上
		4月24日	つがる市農業委員会	農地転用について打合せをした。	1,625	1,625	不存在(確認できなかった。)	同上
		5月1日	議会調査課	県内調査日程について打合せ。	3,000	3,000	【不開示】記録作成していない。	同上
		5月2日	農林水産政策課	今後の林政について打合せ。	3,000	3,000	【不開示】当時の担当者の日程等の記録を確認したところ、該当する行政文書を保有していない。	同上
		5月9日	議会調査課	政務活動費について打ち合わせ。	3,000	3,000	【不開示】記録作成していない。	同上
		5月18日	佐々木副知事	木質バイオマス発電について打合せ。	3,000	3,000	面会した事実は確認できましたがその際の記録は作成されていない。	同上
		5月24日	議会調査課	政務活動費提出書類の県に関して打合せ。	3,000	3,000	【不開示】記録作成していない。	同上
		6月1日	議会議事課	議事日程について打合せをした。	3,000	3,000	【不開示】記録作成していない。	同上
		6月15日	議会総務課	新幹線・鉄道問題対策特別委員会の開催について打合せをした。	3,000	3,000	【不開示】記録作成していない。	同上
		7月4日	議会調査課	政務活動費について打合せ	3,000	3,000	【不開示】記録作成していない。	同上
		7月5日	企画政策部企画調整課	陳情内容について打合せをした。	3,000	3,000	【不開示】記録が存在しない。	同上
		7月31日	農林水産部構造政策課	農地転用等について打合せをした。	3,000	3,000	【不開示】打合せが軽微なものであり、記録を作成していない。	同上
		8月3日	議会総務課	青函共用走行問題に関する内容等について打合せをした。	3,000	3,000	【不開示】記録作成していない。	同上
8月8日	議会調査課	政務活動費について打合せをした。	3,000	3,000	【不開示】記録作成していない。	同上		
8月16日	議会議事課	議事日程について打合せをした。	3,000	3,000	【不開示】記録作成していない。	同上		
8月20日	議会調査課	政務活動費について打合せをした。	3,000	3,000	【不開示】記録作成していない。	同上		
9月3日	議会議事課	議事日程について打合せをした。	3,000	3,000	【不開示】記録作成していない。	同上		
10月25日	議会調査課	政務活動費について打合せをした。	3,000	3,000	【不開示】記録作成していない。	同上		
10月26日	議会議事課	議事日程について打合せをした。	3,000	3,000	【不開示】記録作成していない。	同上		
11月5日	議会総務課	青函共用走行問題に関する内容等について打合せをした。	3,000	3,000	【不開示】記録作成していない。	同上		
11月12日	議会総務課	新幹線・鉄道問題対策等について打合せをした。	3,000	3,000	【不開示】記録作成していない。	同上		
11月13日	議会総務課	一般質問について打合せをした。	3,000	3,000	【不開示】記録作成していない。	同上		
11月23日	南部町営地方卸売市場	野菜の出来、価格を調査した。	9,625	9,625	【不開示】不存在	同上		

	12月17日	議会調査課	政務活動費について打合せをした。	3,000	3,000	【不開示】記録作成していない。	同上
	1月26日	議会総務課	新幹線、鉄道問題対策等について打合せをした。	3,000	3,000	【不開示】記録作成していない。	同上
	1月28日	議会議事課	議事日程について打合せ。	3,000	3,000	【不開示】記録作成していない。	同上
	1月31日	議会議事課	議事日程について再度打合せ。	3,000	3,000	【不開示】記録作成していない。	同上
		自民党県連への委託料		336,000	336,000		自民党会派を通じて政党である自民党県連に業務委託の件費として支出しているが、議員として何を期待してどのような業務を委託しているのかわ不明。
		計		434,250	434,250		
神山久志		自民党県連への委託料		336,000	336,000		自民党会派を通じて政党である自民党県連に業務委託の件費として支出しているが、議員として何を期待してどのような業務を委託しているのかわ不明。
		計		336,000	336,000		
田中順造		自民党県連への委託料		336,000	336,000		自民党会派を通じて政党である自民党県連に業務委託の件費として支出しているが、議員として何を期待してどのような業務を委託しているのかわ不明。
		計		336,000	336,000		
	4月12日	健康福祉部	少子高齢化対策について意見交換をした。	2,000	2,000	【不開示】指定日に阿部広悦議員と健康福祉部職員が意見交換をした記録が存在しないため。	調査研究活動の実質の存在が検証できない。
	5月11日	中南地域県民局地域整備部	道路整備について意見交換をした。	500	500	【不開示】(意見交換した記憶があるが文書は作成していない。)	同上
	5月18日	中南地域県民局地域整備部	道路整備について意見交換をした。	500	500	【不開示】(意見交換した記憶があるが文書は作成していない。)	同上
	5月30日	県議会事務局	政務活動費について打合せをした。	2,000	2,000	【不開示】(議会事務局作成の記録無し。)	同上
阿部広悦	6月6日	県議会事務局	政務活動費について打合せをした。	2,000	2,000	【不開示】(議会事務局作成の記録無し。)	同上
	8月29日	健康福祉部	健康維持に対する取り組みについて意見交換をした。	2,000	2,000	【不開示】(指定日に阿部広悦議員と健康福祉部職員が意見交換した記録が存在しない。)	同上
	9月27日	農林水産部	農業政策について意見交換をした。	2,000	2,000	【不開示】(意見交換を行ったものの、文書は作成していない。)	同上
		計		336,000	336,000		
		調査研究費		336,000			

越前陽悦 調査研究費	10月17日	健康福祉部	健康福祉について意見交換をした	2,000	2,000	【不開示】(指定日に阿部広悦議員と健康福祉部職員が意見交換した記録が存在しない。)	同上
	12月11日	健康福祉部	児童虐待の対策について意見交換をした	2,000	2,000	【不開示】(指定日に阿部広悦議員と健康福祉部職員が意見交換した記録が存在しない。)	同上
	12月17日	県議会事務局	政務活動費について打合せをした	2,000	2,000	【不開示】議会事務局作成の記録無し。	同上
	12月20日	教育政策課	教育水準の維持向上について意見交換をした	2,000	2,000	【不開示】教育長と面会しているが記録作成していない。	同上
		自民党県連への委託料		336,000	336,000		自民党会派を通じて政党である自民党県連に業務委託の人情費として支出しているが、議員として何を期待してどのような業務を委託しているのかわ不明。
	計				355,000	355,000	
	5月10日	県労政・能力開発課 担当職員	青森県商工労働部に関する重要施策について情報収集	5,200	5,200	【不開示】(重要施策についての情報収集に関する記録を作成していない。)	調査研究活動の実質の存在が検証できない。
	5月14日	県地域産業課担当職員	青森県商工労働部に関する重要施策について情報収集	5,200	5,200	【不開示】(重要施策についての情報収集に関する記録を作成していない。)	同上
	5月31日	財政課財政主幹	政策課題について情報収集	5,200	5,200	【不開示】打合せをしたが、行政文書は作成していない。	同上
	6月7日	県土整備部道路課	一般質問に関する質問項目内容の打合せ	5,200	5,200	【不開示】打合せをしていない。	同上
10月4日	大湊高校	大湊高校を訪問したときの記録	275	275	【不開示】来校したが記録作成していない。	同上	
	自民党県連への委託料		336,000	336,000		自民党会派を通じて政党である自民党県連に業務委託の人情費として支出しているが、議員として何を期待してどのような業務を委託しているのかわ不明。	
計				357,075	357,075		
清水悦郎 調査研究費		自民党県連への委託料		336,000	336,000		自民党会派を通じて政党である自民党県連に業務委託の人情費として支出しているが、議員として何を期待してどのような業務を委託しているのかわ不明。
	計			336,000	336,000		

森内之保留

事務所費		事務所賃料(年額)	600,000	300,000	<p>本件事務所は後援会事務所としても使用されているとして、事務所賃料の2分の1を計上しているが、本件事務所には森内のほる政経研究会が設置されている。後援会、同研究会ならびに政党支部事務担当者名は本件事務所賃料の事務所の代表者と同一名で、電話番号も同じである。政党支部の事務を含め本件事務所において事務を執っていたことが推認される。よって、賃借料の少なくとも4分の1を越える支出は違法である。</p>
事務費		電話料金	28,420	18,947	<p>自宅に設置されたFAXの電話料金である。事務所状況報告書によれば、自宅には政党支部が置かれており、政党支部活動、政党活動及び私的使用分と控分し、3分の1を越える支出は違法である。</p>
人件費		政務活動補助人件費	240,000	88,000	<p>事務所には後援会事務所が併設されているが、後援会収支報告書によれば、人件費支出は7万2000円にすぎない。政党支部収支報告書によればその事務担当者には本件事務所の不動産業者代表者で、政党支部の事務担当も兼務している。よって、3分の1を越える支出から後援会人件費支出分を差し引いた支出は違法である。</p>
調査研究費		自民党県連への委託料	336,000	336,000	<p>自民党派を通じて政党である自民党県連に業務委託の人件費として支出しているが、議員として何を期待してどのような業務を委託しているのか不明。</p>
計			1,204,420	742,947	

工藤兼光	調査研究費	自民党県連への委託料		336,000	336,000		自民党会派を通じて政党である自民党県連に業務委託の person 費として支出しているが、議員として何を期待してどのような業務を委託しているのか不明。
	計			336,000	336,000		
熊谷雄一	調査研究費	自民党県連への委託料		336,000	336,000		自民党会派を通じて政党である自民党県連に業務委託の person 費として支出しているが、議員として何を期待してどのような業務を委託しているのか不明。
	計			336,000	336,000		
岡元行人	調査研究費	5月10日 環境生活部次長	小沢地区サイクリングロード環境整備について情報収集を行った。	3,875	3,875	【不開示】((県民生活文化課)所管外の業務に係る簡易な問合せ等について口頭で対応、記録なし。)	調査研究活動の実質の存在が検証できない。
		5月18日 地域整備部長	小沢地区サイクリングロード環境整備について情報収集を行った。	625	625	【不開示】(記憶はあるが文書は作成していない。)	同上
		自民党県連への委託料		336,000	336,000		自民党会派を通じて政党である自民党県連に業務委託の person 費として支出しているが、議員として何を期待してどのような業務を委託しているのか不明。
	計			340,500	340,500		
三橋一三	調査研究費	4月17日 商工労働部地域産業課小橋GM	中小企業の施設整備における国の対策等の調査を行い、地域の企業の活性化につなげる調査を行った	2,900	2,900	【不開示】聞き取りを行った際の記録を作成していないため。	調査研究活動の実質の存在が検証できない。
		4月27日 オガール	オガールプロジェクトの概要と地域活性化の取り組みに関する調査	5,650	5,650	オガールへの問合せに「昨年4月27日、オガールプロジェクト視察研修として北東北議員の団体の皆様にご参加いただいた記録が御座いました。但し、参加者全員の所属やお名前などはこちらで把握していません」の返信。町長部局にも開示請求したが、不存在で非開示。	同上
			東日本高速道路株	4,280	4,280		
			オガール紫波株 視察研修費	3,240	3,240		
			しわくらす	1,500	1,500		
			OGAL INN	5,500	5,500		
4月28日	オガールプロジェクトの概要と地域活性化の取り組みに関する調査	5,650	5,650				
5月22日	環境生活部自然保護課中村総括主幹	希少水生植物の保護に関する条例の内容等について調査を行った	2,900	2,900	【不開示】当該打合せに係る文書は作成していないことから保有していません。	同上	
計			340,500	340,500			

5月29日	農林水産部林政課森 林環境グループ一才逢坂 GM	保安林の指定に関する条例上の問題等について調査を行った	2,900	2,900	【一部開示】三橋議員の携帯電話番号不開示／三橋議員とのやり取りメール	富港にある展望台からの見晴らしが周辺の樹木のため良くないことについて電話で地元からの要望を受けた記録。ガソリン代支出の根拠が不明。
7月2日	農林水産部構造政策課石澤課長	農業会議の役割についての調査を行った	2,900	2,900	【不開示】聞き取り内容が農業会議の役割一般に係る軽微なものであり県による意志決定に関する内容を含まないため、青森県文書取扱規程第74条に基づく聞き取りの記録を作成していないことから、請求に係る文書を保有していません。	調査研究活動の実質の存在が検証できない。
7月5日	教育委員会スポーツ健康課阿保主事	スボレク祭の内容と開催目的に関する調査を行った	2,900	2,900	聞き取り概要	記録は存在したが、「県民スポーツレクリエーション祭3日体操について」「3日体操」とはどのような競技か、観覧可能かという極めて単純な聞き取り記録。調査研究の実態がでない。
7月13日	議事事務局藤田総括主幹	北海道新幹線の高速走行に関する要望事項の整理等の調査を行った	2,900	2,900	【不開示】当該文書を作成していないことから、保有していない。	収支報告書に添付された「支出証明書」「政務活動実績報告書」のみが開示された。客観的に検証できない。
7月23日	エネルギー総合対策局エネルギー開発振興課荒関次長	原子力に関する自治体の関与に関する調査を行った	2,900	2,900	【一部開示】開示→H30.7月行事予定／不開示→文書は作成されていない。	予定を書き込んだものが開示されたが目的は不明。
8月10日	議事事務局藤田総括主幹	北海道新幹線の青函共用走行区間における高速走行試験に関する調査を行った	2,900	2,900	【不開示】当該文書を作成していないことから、保有していない。	収支報告書に添付された「支出証明書」「政務活動実績報告書」のみが開示された。客観的に検証できない。
8月22日	健康福祉部健康福祉政策課齋藤総括主幹	平均寿命の延伸に関する調査を行った	2,900	2,900	報告文書／10:30から数分、電話での対応にかかる記録	電話によるもの。ガソリン代支出の根拠が不明。
	自民党県連への委託料		336,000	336,000		自民党会派を通じて政党である自民党県連に業務委託の人員費として支出しているが、議員として何を期待してどのような業務を委託しているのかわ不明。
計			392,200	392,200		

丸井 裕	調査研究費	自民党県連への委託料		336,000	336,000		自民党会派を通じて政党である自民党県連に業務委託の人的費として支出しているが、議員として何を期待してどのような業務を委託しているのかわからない。		
	調査研究費	自民党県連への委託料		336,000	336,000		自民党会派を通じて政党である自民党県連に業務委託の人的費として支出しているが、議員として何を期待してどのような業務を委託しているのかわからない。		
山谷清文	調査研究費	自民党県連への委託料	計	336,000	336,000				
			4月11日	教育委員会教育長	郷土史の在り方について調査を行った 県道路公社	3,500 1,360	3,500 1,360	【不開示】開示請求のあった行政文書を保有していないため。	調査研究活動の実質の存在が検証できない。
			4月15日	県立美術館	県立美術館にて榎方志功コレクション展の調査を行った 県道路公社	3,500 1,360	3,500 1,360	問い合わせたところ、「関係日誌等も遡って見ましたが確認できませんでした。」との返信(12/20)	同上
			4月24日	榎方志功記念館	県産米の市場価格に関する調査を行った 県道路公社	510	510	【不開示】該当する行政文書を保有していないため。	同上
			5月8日	農林水産政策課	男女共同参画社会に関する現状調査を行った 県道路公社	3,500	3,500	【不開示】調査に係る文書は作成していません。	同上
			5月9日	財政課大村財政主幹	一般質問内容の打合せを行った 県道路公社	3,500	3,500	【不開示】調査に係る文書は作成していません。	同上
			5月11日	財政課大村財政主幹	防風林植樹の進行状況について調査を行った 県道路公社	3,500	3,500	【不開示】調査に係る文書は作成していません。	同上
			5月14日	財政課大村財政主幹	密漁監視体制に関する調査 県道路公社	3,500	3,500	【不開示】調査に係る文書は作成していません。	同上
			5月18日	財政課大村財政主幹	障害者雇用の現状調査を行った 県道路公社	3,500	3,500	【不開示】調査に係る文書は作成していません。	同上
			5月29日	財政課大村財政主幹	種子法による種子生産の仕組みについて調査を行った 三内丸山運動時遊館の調査を行った	3,500	3,500	【不開示】調査に係る文書は作成していません。	同上
			6月23日	財政課大村財政主幹	県道路公社	1,360	1,360	12/10三内丸山時遊館川上氏より「当日訪問された記録がない」との電話有り。	同上
			7月2日	財政課大村財政主幹	東日本高速道	410	410	【不開示】12月13日付。不存在。	同上
					青森県庁における障害者雇用の現状調査を行った 県道路公社	3,500 1,360	3,500 1,360	【不開示】調査に係る文書は作成していません。	同上

調査研究費	8月2日	御所野縄文博物館	世界遺産登録に関する調査 県道路公社	4,300 210	4,300 210	御所野縄文博物館にメールで問い合わせたところ、「当日の利用記録を確認したところ「青森県議会議員」等に該当する団体はありませんでした。個人利用についての把握はできませんので、ご了承ください。」の返信	同上
	8月8日	企画政策部世界文化遺産登録推進室野上主幹	世界遺産登録に向けたスケジュールに関する調査を行った 県道路公社	3,500 1,360	3,500 1,360	【不開示】調査に伴う資料の作成は行っていないため、保有していません。	同上
	11月17日	県立郷土館	常設展の調査を行った 県道路公社	3,500 1,360	3,500 1,360	【不開示】議会からの依頼文書もなく、不特定多数の来館者がある施設では、基本的に個々の来館者に関する記録はとっていない。	同上
	2月14日	財政課大村財政主幹	観覧料(TTHAグループ) 県立航空科学館リニューアルの概要について調査を行った 県道路公社	310 3,500 1,360	310 3,500 1,360	【不開示】聞き取り等に係る文書は作成していないことから保有していません。	同上
	2月18日	財政課大村財政主幹	小川原湖タンク事故による補償内容に関する調査を行った 県道路公社	3,500 1,360	3,500 1,360	【不開示】聞き取り等に関する文書は作成していないことから保有していません。	同上
		自民党県連への委託料		336,000	336,000		自民党会派を通じて政党である自民党県連に業務委託の person 費として支出しているが、議員として何を期待してどのような業務を委託しているのかわからない。
	計				416,830	416,830	
	5月23日	健康福祉部障害福祉課	発達障害に関する聞き取りを行った	1,650	1,650	【不開示】聞き取りを受けた職員がいないため、行政文書は保有していません。	調査研究活動の実質の存在が検証できない。
	5月30日	県民生活文化課	被害者支援センターに関する聞き取りを行った	1,650	1,650	【不開示】聞き取りを行った記録が存在しないため、保有していません。	同上
	6月1日	総合販売戦略課	攻めの農林水産業についての聞き取りを行った	1,650	1,650	【不開示】聞き取りを行ったことが確認できず、行政文書も作成していません。	同上
9月18日	健康福祉部	福祉行政に関する聞き取り調査を行った	1,650	1,650	【不開示】調査を行ったことが分かるもの及びそれにかかわって作成された行政文書が存在しないため。	同上	
計				342,600	342,600		
計				342,600	342,600		
計				342,600	342,600		

索引キ子

夏堀 浩一	調査研究費	総務部財政課 企画政策部企画調整課 農林水産部農林水産政策課	議会質問の原稿作成のための資料収集	4,200	4,200	【不開示】資料収集に係る行政文書は作成していないことから保有していません。 【不開示】それらにかかわって作成されたものが不存在であるため。 【不開示】該当する行政文書を保有していないため。	調査研究活動の実質の存在が検証できない。							
								1月29日	総務部財政課	JR	6,180	6,180	【不開示】資料収集に係る行政文書は作成していないことから保有していません。	同上
								2月12日	県土整備部	議会質問の原稿作成のための資料収集	4,200	4,200	【不開示】資料収集をした事実を確認できず、行政文書は作成していないことから保有していません。	
										県道路公社	210	210		
		県道路公社	850	850		同上								
			県道路公社	772	772									
			計	355,722	355,722									
工藤 慎康	調査研究費	自民党県連への委託料	議会質問の原稿作成のための資料収集	336,000	336,000	自民党県連を通じて政党支部である自民党県連に業務委託の人物費として支出しているが、議員として何を期待してどのような業務を委託しているのかわからない。								
							計	336,000	336,000					
高橋 修一	調査研究費	自民党県連への委託料	議会質問の原稿作成のための資料収集	336,000	336,000	自民党県連を通じて政党支部である自民党県連に業務委託の人物費として支出しているが、議員として何を期待してどのような業務を委託しているのかわからない。								
							計	336,000	336,000					
梶沢 正勝	調査研究費	自民党県連への委託料	議会質問の原稿作成のための資料収集	1,200	1,200	【不開示】当該面会の内容が県としての政策決定や意志決定に影響を及ぼさず、文書を作成しなくても職務上支障を生じないと思量されたため、作成していません。	調査研究活動の実質の存在が検証できない。							
								計	1,200	1,200				

	自民党県連への委託料		336,000	336,000		自民党会派を通じて政党である自民党県連に業務委託の人員費として支出しているが、議員として何を期待してどのような業務を委託しているのかわ不明。	
		計	337,200	337,200			
沼尾啓一 調査研究費	4月13日 画課 青少年・男女共同参画課	青森県子ども・若者育成支援推進計画に関する調査 県道路公社	2,750	2,750	680×2	【不開示】打ち合わせを行ったものの文書は作成していない。	調査研究活動の実質の存在が検証できない。
	5月10日 環境保全課	内沼及び姉沼の調査及び関係機関等との連携について 県道路公社	2,750	2,750	680×2	【不開示】打ち合わせをした事実を確認できず。	同上
	7月2日 課 県土整備部整備企画課	密漁防止監視船新造船に関する調査 国道394号榎林バイパス整備状況調査 県道路公社	2,750	2,750	680×2	【不開示】打ち合わせを行ったおらず。	同上
	8月8日 男女共同参画課	県道路公社 社会生活を営む上で困難を有する子供若者への対応について	2,750	2,750	680×2	【不開示】打ち合わせは行ったものの文書は作成していない。	同上
	8月20日 男女共同参画課	県道路公社 社会生活を営む上で困難を有する子供若者への対応について	2,750	2,750	680×2	【不開示】打ち合わせを行ったものの行政文書は作成していない(建設管理課)。	同上
	8月27日 整備部長 上北地域県民局地域整備部長	新館道路拡幅の件-甲地バイパスの件-小川原湖青年の家のカーブ改良の件調査 県道路公社	850	850	680×2	【不開示】打ち合わせを行ったものの行政文書は作成していない(建設管理課)。	同上
	9月13日 高齢福祉保健課	県道路公社 高齢者の生きがいづくり及び高齢者の就労に向けた取り組みに係る調査	2,750	2,750	680×2	【不開示】打ち合わせを行ったものの、当該打ち合わせに係る行政文書は作成していないことから保有していません。	同上
	9月18日 課 議客交流課	業馬×カヌー×サイクリングのトライアスロン事業内容の調査 県道路公社	2,750	2,750	680×2	【不開示】打ち合わせを行ったものの、当該打ち合わせに係る行政文書は作成していないことから保有していません。	同上
	2月18日 がん・生活習慣病対策課	第一次産業従事者の健康づくりに係る調査 県道路公社	2,750	2,750	680×2	【不開示】打ち合わせを行っていない。	同上
		自民党県連への委託料		336,000	336,000		自民党会派を通じて政党である自民党県連に業務委託の人員費として支出しているが、議員として何を期待してどのような業務を委託しているのかわ不明。
		計		370,410	370,410		

藤川友信 調査研究費	自民党県連への委託料		336,000	336,000		自民党会派を通じて政党である自民党県連に業務委託の person 費として支出しているが、議員として何を期待してどのような業務を委託しているのか不明。
	計		336,000	336,000		
工藤義春 調査研究費	自民党県連への委託料		336,000	336,000		自民党会派を通じて政党である自民党県連に業務委託の person 費として支出しているが、議員として何を期待してどのような業務を委託しているのか不明。
	計		336,000	336,000		
	県土整備部整備企画課	青森県工業用水事業に関する調査	6,350	6,350	【不開示】打ち合わせ等をしていない。ただし、4月14日には青森市内で打合せをしている。	調査研究活動の実質の存在が検証できない。
	5月8日 財政課	一般質問聞き取り調査	6,350	6,350	【不開示】打ち合わせを行ったものの、当該打ち合わせに係る行政文書は作成していないことから保有していません。	同上
	5月10日 財政課	一般質問聞き取り調査	6,350	6,350	【不開示】打ち合わせを行ったものの、当該打ち合わせに係る行政文書は作成していないことから保有していません。	同上
	5月14日 健康福祉部地域福祉推進グループ	一般質問聞き取り調査	6,350	6,350	【不開示】打ち合わせ等をした記録が存在しない。	同上
	5月16日 農林水産部企画調整グループ総括主幹	一般質問聞き取り調査	6,350	6,350	【不開示】該当する行政文書を保有していない(農林水産政策課 総務グループ)。	同上
	5月23日 商工労働部団体・商業支援グループ	一般質問聞き取り調査	6,350	6,350	【不開示】打ち合わせを行ったもの(農林水産部食の安全・安心推進課 企画調整グループ)。	同上
	1月10日 財政課	一般質問聞き取り調査	6,350	6,350	【不開示】聞き取りについて、対応しておらず、これに係る行政文書は作成していない。	同上
	1月15日 農林水産部水産振興課 漁資源管理グループ	一般質問聞き取り調査	6,350	6,350	【不開示】打ち合わせを行ったものの、当該打ち合わせに係る行政文書は作成していないことから保有していません。	同上

横 濱 力
調 査 研 究 費

	1月23日	財政課	一般質問聞き取り調査	6,350	6,350	【不開示】打ち合わせを行ったものの、当該打ち合わせに係る行政文書は作成していないことから保有していません。	同上
	1月28日	県土整備部道路課	一般質問聞き取り調査	6,350	6,350	【不開示】打ち合わせ等していない	同上
	1月31日	県土整備部道路課	一般質問聞き取り調査	6,350	6,350	【不開示】打ち合わせ等していない	同上
	2月4日	財政課	一般質問聞き取り調査	6,350	6,350	【不開示】打ち合わせを行ったものの、当該打ち合わせに係る行政文書は作成していないことから保有していません。	同上
	2月12日	原子力立地対策課	一般質問聞き取り調査	6,350	6,350	【不開示】打ち合わせを行っていない。	同上
	2月15日	県土整備部道路課	一般質問聞き取り調査	6,350	6,350	【不開示】打ち合わせ等していない。	同上
		自民党県連への委託料		336,000	336,000		自民党会派を通じて政党である自民党県連に業務委託の件費として支出しているが、議員として何を期待してどのような業務を委託しているのかわ不明。
	計			424,900	424,900		
寺田達也	8月20日	県関係課担当職員	一般質問の内容について関係する各課担当者より情報収集・意見交換を行った	1,700	1,700	【不開示】文書作成していない(総務部財政課)。	調査研究活動の実質の存在が検証できない。
	8月27日	県関係課担当職員	一般質問の内容について関係する各課担当者より情報収集・意見交換を行った	1,700	1,700	【不開示】文書作成していない(総務部財政課)。	同上
	1月22日	県関係課担当職員	一般質問の内容について関係する各課担当者より情報収集・意見交換を行った	1,700	1,700	【不開示】文書作成していない(総務部財政課)。	同上
	2月18日	県関係課担当職員	一般質問の内容について関係する各課担当者より情報収集・意見交換を行った	1,700	1,700	【不開示】文書作成していない(総務部財政課)。	同上
		自民党県連への委託料		336,000	336,000		自民党会派を通じて政党である自民党県連に業務委託の件費として支出しているが、議員として何を期待してどのような業務を委託しているのかわ不明。
	計			342,800	342,800		
菊池憲太郎		自民党県連への委託料		336,000	336,000		自民党会派を通じて政党である自民党県連に業務委託の件費として支出しているが、議員として何を期待してどのような業務を委託しているのかわ不明。
	計			336,000	336,000		

齊藤 爾	調査研究費	自民党県連への委託料		336,000	336,000		自民党会派を通じて政党である自民党県連に業務委託の person 費として支出しているが、議員として何を期待してどのような業務を委託しているのか不明。	
	計			336,000	336,000			
花田 米介	調査研究費	自民党県連への委託料	政務活動費資料の整理(提出書類の確認)	2,000	2,000		【不開示】打ち合わせを行ったものの、当該打ち合わせに係る行政文書は作成していないことから保有していません。	調査研究活動の実質の存在が検証できない。
			平成30年度青森県事業計画概要聞き取り	2,000	2,000			同上
			県道路公社	100	100			同上
			平成30年度青森県事業計画概要について聞き取り(LED信号灯器)	2,000	2,000		【不開示】開示請求された行政文書を保有していません。	同上
			平成30年度青森県事業計画概要について聞き取り(主権者教育)	2,000	2,000		【不開示】打ち合わせ、聞き取り等した事実を確認できず、これを記録した文書を保有していません。	同上
			平成30年度青森県事業計画概要について聞き取り(LED信号灯器)	2,000	2,000		【不開示】開示請求された行政文書を保有していません。	同上
			県警交通企画課	2,000	2,000		【不開示】開示請求された行政文書を保有していません。	同上
			県警交通企画課	2,000	2,000		【一部開示】鳴海議員の携帯電話番号、FAX番号不開示/6月11日付け起案書類	6月6日と8日に議員から電話にて寄付先の推薦依頼があり回答したものの、ガソリン代支出の根拠が不明。6月7日は不明。
			健康福祉政策課	2,000	2,000		【不開示】打ち合わせを行ったものの、当該打ち合わせに係る行政文書は作成していないことから保有していません。	調査研究活動の実質の存在が検証できない。
			同上	2,000	2,000			
			県道路公社	100	100			
			平成30年度青森県事業計画概要聞き取り	2,000	2,000			
	11月9日 労政・能力開発課	175	175				同上	
鳴海 惠一郎	調査研究費		336,000	336,000				

齋藤直飛人	調査研究費	5月29日	総務部財政課	一般質問に向けて調査	356,375	356,375	【不開示】打ち合わせを行ったものの行政文書は作成していない。	調査研究活動の実質の存在が検証できない。
		6月7日	総務部財政課	一般質問に向けて調査	1,350	1,350	【不開示】打ち合わせを行っていない。	同上
		11月5日	総務部財政課	一般質問の調査	1,350	1,350	【不開示】打ち合わせを行ったものの行政文書は作成していない。	同上
			自民党県連への委託料		336,000	336,000		自民党会派を通じて政党である自民党県連に業務委託の person 費として支出しているが、議員として何を期待してどのような業務を委託しているのか不明。
			計		340,050	340,050		
山口多喜二	調査研究費		自民党県連への委託料		336,000	336,000		自民党会派を通じて政党である自民党県連に業務委託の person 費として支出しているが、議員として何を期待してどのような業務を委託しているのか不明。
			計		336,000	336,000		
谷川政人	調査研究費		自民党県連への委託料		336,000	336,000		自民党会派を通じて政党である自民党県連に業務委託の person 費として支出しているが、議員として何を期待してどのような業務を委託しているのか不明。
			計		336,000	336,000		
			合計		11,746,332	11,284,859		

別表2

議員名	経費	日付	支出先	概要	計上金額	違法金額	違法理由	備考
北 紀 一	調査研究費 事務所費	8月3日	(株)スタジオエムティ	政務活動費集計入力費(平成29年度政務活動費報告書作成のための業務委託料)	54,000	54,000	事務職員給与に年間195万円を充当しているにもかかわらず、政務活動費集計入力だけのために支出しており、委託先法人の業務との関わりも不明。	
		4/25, 5/21, 6/27, 7/20, 8/21, 9/20, 10/20, 11/20, 12/21, 1/21, 2/20, 3/26	雪田清紀	土地・事務所賃借料	360,000	240,000	「費目ごとの按分率一覧」によれば、事務所設置の電話は政党活動と按分計上されている。また、北紀一後援会収支報告書に記載された事務担当者の電話番号は政務活動費が充当されている事務所に設置されている電話の番号と同じである。そうすると、当該事務所は政党活動、後援会活動にも供されているものと推認され、少なくとも3分の1を超える充分分は違法な支出である。	
		4/26, 6/29, 7/25, 8/29, 9/26, 10/30, 11/27, 12/25, 1/25, 2/27	東北電力	電気代(政務活動専用事務所電力)	169,348	112,899	携帯電話代の2分の1を計上しているが、政務活動用、政党活動用、後援会活動用並びに私用に按分すべきで、総額の4分の1を超える充分分は違法である。	
		4/24, 6/15, 6/29, 8/21, 8/21, 9/26, 11/16, 12/25, 2/19	NTTフアイナンス	携帯電話代	33,002	16,501	「メーカーが隣接する自宅と兼用」(平成30年度事務所状況報告書)のため、3分の1を計上しているが、北紀一後援会収支報告書に記載された事務担当者の電話番号は政務活動費が充当されている事務所に設置されている電話の番号と同じである。そうすると、当該事務所は後援会活動にも供されているものと推認され、少なくとも4分の1を超える充分分は違法な支出である。	
		7/25, 9/26, 11/27, 1/25, 2/27	五戸町長	水道代	10,322	2,581	「費目ごとの按分率一覧」によれば、事務所設置の電話は政党活動と按分計上されている。また、北紀一後援会収支報告書に記載された事務担当者の電話番号は政務活動費が充当されている事務所に設置されている電話の番号と同じである。そうすると、当該事務所は政党活動、後援会活動にも供されているものと推認され、少なくとも3分の1を超える充分分は違法な支出である。	
		3月28日	角三本店	灯油395L	34,128	22,752		

事務費	5/14, 6/12, 7/12, 9/12, 9/12, 10/12, 11/12, 12/12, 1/15, 2/12	青森総合警備保障(株)	事務所警備代	107,000	107,000	用途基準に適合しない支出である。
	6/5, 7/20, 8/6, 9/5, 10/5, 11/5, 12/5, 1/7, 2/5	NTTフアインズ(株)	光電話・光回線代	83,209	55,473	「費目ごとの按分率一覧」に記載されている電話番号は国民民主党青森県第2総支部の収支報告書記載の電話番号と同一である。また、「平成30年度事務所状況報告書」記載の後援会事務所所在地は同様に国民民主党青森県第2総支部の収支報告書記載の事務所所在地と同一である。そうすると、後援会事務所は別に設置しているとの記載はされていないもの、政務調査費を充当する事務所が政党、後援会のそれぞれの活動にも共用されていることが推認される。3分の1を超える支出は用途基準に適合しないといふべきである。
合計				1,605,957	1,081,735	
合計				4,316,075	2,861,910	

(発行所・発行人) 青森市長 島一丁目一番一
青 森 県

(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円